

輸入品目規制

I. 禁止品目

1. アルコール飲料
2. 銃
3. 兵器、弾薬、爆発物
4. ギャンブル器具
5. イスラム教、イランの威厳に反する雑誌、出版物、写真、映画、および関連物
6. 麻薬
7. トランスミッターおよび無線電話
8. 空中撮影機器（広範囲を撮影する機器）
9. 無効の外国紙幣
10. 宝くじ
11. その他法律による禁止品目

II. HS 類別輸入規制

HS 部	日本語名	HS 類	日本語名	2022年12月 改訂版	
				輸出入規制	輸入規制(禁止・許可)品目(HS分類)
01	動物（生きているものに限る。）			あらゆる種類の生きた動物の輸出入は、1971年に承認された獣医法第7条の遵守の対象となる。 生きている動物の通関は、原産国が発行した健康証明書の提出の対象となり、農業省ジャハードの下に動物検疫所を持つ税関を通じてのみ実行できる。	
		01	馬、ろ馬、ら馬及びヒニー（生きているものに限る。）		禁止 , 01019000, 01012910, 01012990, 01013000
		03	豚（生きているものに限る）	イスラム法で禁止されている商品の輸入禁止	禁止 01031000, 01039100, 01039200
		05	家きん（鶏（ガールス・ドメスティクス）、あひる、がちょう、七面鳥及びほろほろ鳥で、生きているものに限る。）		禁止 01051490, 01051500, 01059410, 01059420
		06	その他の動物（生きているものに限る）		禁止 01061290, 01061400, 01061910, 01061990, 01062010, 01062090, 01063190, 01063290, 01063390,

					01063920, 01064130, 01064900, 01069090
02	肉及び食用のくず肉			あらゆる種類の生きた動物の輸出入は、1971年に承認された獣医法第7条の遵守の対象となる。 宗教的に禁止されている動物の肉または宗教的に許可されている動物の肉から調製されているが、非イスラムの規則に従って屠殺されている、この章の製品の輸入は禁止されています。	
		03	豚の肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限定。）		禁止 02031100, 02031200, 02031900, 02032100, 02032200, 02032900
		05	馬、ろ馬、ら馬又はヒニーの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限定。）		禁止 02050000
		06	食用のくず肉（牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニーのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限定。）		禁止 02061000, 02062100, 02062200, 02062900, 02063000, 02064100, 02064900, 02068000, 02069000
		09	家きんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪（溶出その他の方法で抽出しないもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限定。）		禁止 02091000, 02099000,
		10	肉及び食用のくず肉（塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限定。）並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール		禁止 02101100, 02101200, 02101900, 02109100
03	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物			輸出入は、1317年に採択された獣医法の第7条または1967年に承認された食品および飲料に関する法律の第16条の遵守の対象となる。 資源改良、繁殖、および養殖のための生きた非観賞魚の輸入は、ジハード農業省の同意の承認を条件とする。	禁止 03061500, 03061600, 03061700, 03062500,
		01	魚（生きているものに限定。）		禁止 03019190, 03019200, 03019390,

				03019400, 03019500, 03019990
		02	魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに 限るものとし、第03.04項の魚の フィレその他の魚肉を除く。）	禁止 , 03021100, 03021300, 03021400, 03021900, 03022100, 03022200, 03022300, 03022400, 03022900, 03023100, 03023200, 03023300, 03023400, 03023500, 03023600, 03023900, 03024100, 03024200, 03024300, 03024410, 03024490, 03024500, 03024600, 03024700, 03024900, 03025100 03025200, 03025300, 03025400, 03025500, 03025600, 03025900, 03027100, 03027200, 03027300, 03027400, 03027900, 03028100, 03028200, 03028300, 03028400, 03028500, 03028900, 03029100, 03029200, 03029900
		03	魚（冷凍したものに 限るものとし、第03.04項の魚の フィレその他の魚肉を除く。）	禁止 03031100, 03031200, 03031300, 03031400, 03031900, 03032300, 03032400, 03032500, 03032600, 03032900, 03033100, 03033200, 03033300, 03033400, 03033900, 03034100, 03034900, 03035300, 03035500, 03035600, 03035700, 03035900, 03036300, 03036400, 03036500, 03036700, 03038100, 03038200 03038300, 03038400, 03039100, 03039200, 03039900
		04	魚のフィレその他 の魚肉（生鮮のもの 及び冷蔵し又は 冷凍したものに 限るものとし、細か く切り刻んである かないかを問わな い。）	禁止 03043200, 03044700, 03044800, 03045500, 03045600, 03045700, 03046200, 03049200, 03049600, 03049700, 03043100, 03043300, 03043900, 03044100, 03044200, 03044300, 03044400, 03044500, 03044600, 03044900, 03045100, 03045200, 03045300, 03045400, 03045900, 03046300, 03046900, 03047100, 03047200, 03047300, 03047500, 03048200, 03048400, 03048500, 03048600, 03048800, 03049100, 03049300, 03049400,

				03049500
		05	魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）、くん製した魚（くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）	禁止 03052000, 03053100, 03053200, 03053900, 03054100, 03054200, 03054300, 03054400, 03054900, 03055100, 03055200, 03055300, 03055400, 03055900, 03056100, 03056200, 03056300, 03056400, 03056900, 03057100, 03057200, 03057900
		06	甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した甲殻類（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものであるかないかを問わない。）並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）	禁止 03061100, 03061200, 03061400, 03061500, 03063100, 03063300, 03069100, 03069200, 03069300, 03069400, 03061600, 03061700, 03061900, 03063200, 03063400, 03063900, 03069900
		07	軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん	禁止 03071100, 03071200, 03071900, 03072100, 03072200, 03072900, 03073100, 03073200, 03073900, 03074200, 03074300, 03074900, 03075100, 03075200, 03075900, 03076000, 03077100, 03077200, 03077900, 03078100, 03078200, 03078300, 03078400, 03078700, 03078800, 030791000, 03079200,

			製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。)並びに軟体動物の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)	03079900
		08	水棲無脊椎動物(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。)、くん製した水棲無脊椎動物(甲殻類及び軟体動物を除くものとし、くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。)並びに水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット(甲殻類及び軟体動物を除くものとし、食用に適するものに限る。)	禁止 03081100, 03081200, 03081900, 03082100, 03082200, 03082900, 03083000, 03089000
		09	人間の消費に適した、魚、甲殻類、軟体動物、その他の水生無脊椎動物の小麦粉、食事、ペレット	禁止 03091000, 03099000
04	酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品		この章に基づくすべての商品(孵化卵を除く)の輸入は、1967年に採択された食品および飲料に関する法律の第16条の遵守の対象となる。これらの商品の通関は、原産国が発行した健康証明書によるものとされる。鳥の卵の通関は、原産国が発行した健康証明書の提出を条件とし、ジャハド農業省の管轄下にある動物検疫所を持つ税関を通じてのみ実施することができる。農業省 - 04039090 については、上述の製品の輸入認可による。	
		01	ミルク及びクリーム(濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除	禁止 04011000, 04012000, 04014000, 04015090, 04015011, 04015012, 04015021, 04015022, 04015031, 04015032, 04015041,

			く。)		04015042, 04015050
		02	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）		禁 止 04021090, 04022140, 04022190, 04022900, 04021030, 04029111, 04029112, 04029121, 04029122, 04029131, 04029132, 04029141, 04029142, 04029150, 04029190, 04029900,
		03	バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）		禁 止 04032090, 04032010, 04039010, 04039000,
		05	ミルクから得たバターその他の油脂及びデイリースプレッド		禁 止 04051010, 04052000, 04059000
		06	チーズ及びカード		禁 止 04061000, 04062000, 04063000, 04064000, 04069000
		07	殻付きの鳥卵（生鮮のもの及び保存に適する処理又は加熱による調理をしたものに限る。）		禁 止 04071199, 04072190, 04072900, 04079000,
		08	殻付きでない鳥卵及び卵黄（生鮮のもの及び乾燥、蒸気又は水煮による調理、成型、冷凍その他保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）		禁 止 04081100, 04081900, 04089100, 04089900
		09	天然はちみつ		禁止 04090000
		10	他に指定されていない、または含まれていない、動物由来の食用製品		禁 止 04101000, 04109010, 04109020, 04109090

05	動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）			a) 宗教的に禁止されている動物に由来する、この章の対象となる製品の輸入は禁止。 b) この章の対象となる動物に由来する製品の輸出入は、1971年に承認された獣医法の第7条の遵守の対象となる。	
		01	人髪（加工していないものに限るものとし、洗つてあるかないかを問わない。）及びそのくず		禁止 05010000
		02	豚毛、いのししの毛、あなぐまの毛その他ブラシ製造用の獣毛及びこれらのくず		禁止 05020000, 05021000, 05029000
		04	動物（魚を除く。）の腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）		禁止 05040000
		05	羽毛皮その他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛及びその部分（加工していないもの及び単に清浄にし、消毒し又は保存のために処理したものに限るものとし、縁を整えてあるかないかを問わない。）並びに鳥の綿毛（加工していないもの及び単に清浄にし、消毒し又は保存のために処理したものに限る。）並びに羽毛又はその部分の粉及びくず		禁止 05051000, 05059000
		07	アイボリー、かめの甲、ホエールボーン、ホエールボーンヘア、角、枝角、ひづめ、つめ及びくちばし（加工していないもの及び単に整えたものに限るものとし、特定の形状に切つたものを除く。）並		禁止 0507100, 0507900,

			びにこれらの粉及びびくず	
		08	さんごその他これに類する物品（加工していないもの及び単に整えたものに限る。）並びに軟体動物、甲殻類又は棘皮動物の殻及びいかの甲（加工していないもの及び単に整えたものに限るものとし、特定の形状に切つたものを除く。）並びにこれらの粉及びびくず	禁止 05080000
		10	アンバーgris、海狸香、シベット、じや香及びカンタリス、胆汁（乾燥してあるかないかを問わない。）並びに医療用品の調製用の腺その他の動物性生産品（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの並びに一時的な保存に適する処理をしたものに限る。）	禁止 05100000
		11	動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）及び第1類又は第3類の動物で生きていないもののうち食用に適しないもの	禁止 05119100, 05119990
06	生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉			輸入は、1967年に採択された植物防疫法第11条の遵守の対象となる。 原産国の輸出書類により、遺伝子組み換えであると確認された種子および植物の入国は、環境上の危険性に関して環境保護機関の承認を受けるものとする。
		01	りん茎、塊茎、塊根、球茎、冠根及び根茎（休眠し、生長し又は花が付いているものに限る。）並びにチコリー及びその根（第	禁止 06011010

			12.12 項のものを除く。)	
		02	その他の生きている植物（根を含む。）、挿穂、接ぎ穂及びきのこ菌糸	禁止 06021010
		03	切花及び花芽（生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。)	禁止 06031100, 06031200, 06031300, 06031400, 06031500, 06031910, 06031990, 06039000
		04	植物の葉、枝その他の部分（花及び花芽のいずれも有しないものに限る。）、草、こけ及び地衣（生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。)	禁止 06042010, 06042020, 06049000
07	食用の野菜、根及び塊茎			種まき用の種子、豆類、野菜および生果で、本章で分類されているものの輸入は、1967年（1346年）に採択された植物防疫法第11条の遵守の対象となる。 この章で分類された包装済みまたは缶詰のすぐに消費できる食品の輸入は、1967年に採択された食品および飲料に関する法律の第16条を遵守する義務がある。 商業規模での種子および苗木の輸出は、研究所から取得した証明書、種子および苗木の登録および認証、ならびに検疫規則に従うものとする。
		02	トマト（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	禁止 07020010, 07020020, 07020030,
		03	たまねぎ、シャロット、にんにく、リーキその他のねぎ属の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	禁止 07031010, 07031020, 07032000, 07039000
		04	キャベツ、カリフラワー、コールラビー、ケールその他これらに類する	禁止 0704100, 07042000, 07049000

			あぶらな属の食用の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		
		05	レタス（ラクトウカ・サティヴァ）及びチコリー（キコリウム属のもの）（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		禁止 07051100, 07051900, 07052100, 07052900
		06	にんじん、かぶ、サラダ用のビート、サルシファイ、セルリアク、大根その他これらに類する食用の根（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		禁止 07061000, 07069000
		07	きゅうり及びガーキン（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		禁止 07070000
		08	豆（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、さやを除いてあるかないかを問わない。）	070810 については、農業省の前の認可 - ジャハードが必要。	禁止 07081000, 07082000, 07089000
		09	その他の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	070930、070940、070970 については、農業省の前の認可 - ジャハードが必要。	禁止 07092000, 07093000, 07094000, 07095100, 07095200, 07095300, 07095500, 07095610, 07095620, 07095900, 07096000, 07097000, 07099100, 07099200, 07099300, 07099900,
		10	冷凍野菜（調理していないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限る。）	071021 については、農業省の前の認可 - ジャハードが必要。	禁止 07101000, 07102100, 07102200, 07102900, 07103000, 07108000, 07109000
		11	一時的な保存に適する処理をした野菜（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）		禁止 07112000, 07114000, 07115100, 07115910, 07115990, 07119000

		12	乾燥野菜（全形の もの及び切り、砕 き又は粉状にした ものに限るものと し、更に調製した ものを除く。）		禁 止 07122000, 07123100, 07123200, 07123300, 07123910, 07123990, 07123400, 07129010, 07129090,
		13	乾燥した豆（さや を除いたものに限 るものとし、皮を 除いてあるかない か又は割つてある かないかを問わな い。）	071310, 071334, 071350, 071360, 071390 については、農業省の前の認可 - ジャハード が必要。	禁 止 07133400, 07135010, 07136010, 07136090, 07139000,
		14	カッサバ芋、アロ ールート、サレ ップ、菊芋、かん しよその他これら に類するでん粉又 はイヌリンを多量 に含有する根及び 塊茎（生鮮のもの 及び冷蔵し、冷凍 し又は乾燥したも のに限るものとし 、切つてあるか ないか又はペレッ ット状にしてある かないかを問わな い。）並びにサゴ やしの髓	071410, 071420, 071430, 071440, 071450, 071490 については、農業省の前の認可 - ジャ ハードが必要。	禁 止 07141000, 07142000, 07143000, 07144000, 07145000, 07149000
08	食用の果実 及びナツ ト、かんき つ類の果皮 並びにメロ ンの皮			本章に分類されるあらゆる種類の生鮮果実の 輸入は、1967年に承認された植物防疫法第 11条の遵守の対象となる。 b) 本章で扱う製品の輸入は、乾燥、缶詰、 保存、調理、冷凍などのいずれであっても、 1967年に承認された食品および飲料に関す る法律第16条の遵守の対象となる。	
		01	ココナッツ、ブラ ジルナッツ及びカ シューナッツ（生 又は乾燥、殻をむ いてあるかないか を問わない。）		禁 止 08012100, 08012200, 08013100, 08013200
		02	その他のナツト （生鮮のもの及び 乾燥したものに 限るものとし、殻 又は皮を除いてあ るかないかを問わ ない。）	080251、080252 については、農業省のジャ ハード事前承認が必要。	08021100, 08021200, 08022100, 08022200, 08023100, 08023200, 08024100, 08024200, 08025100, 08025210, 08025220, 08025290, 08026100, 08026200, 08027000, 08028000, 08029100, 08029200, 08029900,
		03	バナナ（プラン テインを含むもの とし、生鮮のもの 及び乾燥したもの に限る。）		禁止 08039000

		04	なつめやしの実、いちじく、パイナップル、アボカド、グアバ、マンゴー及びマンゴスチン（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）	禁止 08041010, 08041015, 08041020, 08041025, 08041030, 08041035, 08041040, 08041045, 08041050, 08041060, 08041090, 08042010, 08042020, 08042090, 08043000, 08044000, 08045010, 08045030,
		05	かんきつ類の果実（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）	禁止 08052100, 08052200, 08052900, 08054000, 08055010, 08055020, 08055090, 08059000
		06	ぶどう（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）	禁止 08061000, 08062010, 08062020, 08062030, 08062040, 08062050, 08062060, 08062070, 08062080, 08062090,
		07	パパイヤ及びメロン（すいかを含む。）（生鮮のものに限る。）	禁止 08071100, 08071900, 08072000
		08	りんご、梨及びマルメロ（生鮮のものに限る。）	禁止 08081000, 08083000, 08084000
		09	あんず、さくらんぼ、桃（ネクタリンを含む。）、プラム及びスロー（生鮮のものに限る。）	08091000, 08092100, 08092900, 08093000, 08094000
		10	その他の果実（生鮮のものに限る。）	禁止 08101900, 08102000, 08103000, 08104000, 08105000, 08106000, 08107000, 08109010, 08109030, 08109035, 08109040, 08109050, 08109090, 08109021, 08109022
		11	冷凍果実及び冷凍ナット（調理していないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）	禁止 08111000, 08112000, 08119000
		12	一時的な保存に適する処理をした果実及びナット（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのま	禁止 08121000, 08129000

			まの状態では食用に適しないものに限る。)		
		13	乾燥果実（第08.01項から第08.06項までのものを除く。）及びこの類のナット又は乾燥果実を混合したもの		禁止 08131000, 08132000, 08133000, 08134000, 08135000
		14	かんきつ類の果皮及びメロン（すいかを含む。）の皮（生鮮のもの及び冷凍し、乾燥し又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものに限る。）		禁止 08140000
09	コーヒー、茶、マテ及び香辛料			輸入は、1967年の食品および飲料に関する法律の第16条の遵守の対象となる。 本章の対象となる粉状および非破砕状の製品およびその小麦粉の輸入は、1967年植物防疫法第11条の遵守の対象となる。	
		01	コーヒー（いつてあるかないか又はカフェインを除いてあるかないかを問わない。）、コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物（コーヒーの含有量のいかんを問わない。）		禁止 09011110, 09011210, 09012110, 09012210, 09019010
		02	茶（香味を付けてあるかないかを問わない。）		禁止 09023010, 09023020
		03	マテ		禁止 09030010, 09030020, 09030090
		04	とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破砕し又は粉砕したものに限り。）及びこしょう属のペッパー		禁止 09041110, 09041210, 09041290, 09042110, 09042190, 09042210,
		05	バニラ		禁止 09051010, 09051090, 09052090
		06	けい皮及びシンナムツリーの花		禁止 09061110, 09061910, 09061990, 09062010, 09062090,

		07	丁子（果実、花及び花梗に限る。）		禁止 09071010, 09072010, 09072090
		08	肉づく、肉づく花及びカルダモン類		禁止 09081110, 09081210, 09082110, 09082190, 09082210, 09082290, 09083110, 09083210, 09083290
		09	アニス、大ういきよう、ういきよう、コリアンダー、クミン又はカラウエイの種及びジュニパーベリー		禁止 09092110, 09092210, 09093110, 09093210, 09096110, 09096210, 09096290,
		10	しょうが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、カレーその他の香辛料	09102010, 09102020, 09102030, 09102040, 09102090 については、農業省のジャハード事前承認が必要。	禁止 09102010, 09102020, 09102030, 09102040, 09102090, 09101110, 09101210, 09103010, 09109110, 09109911, 09109919, 09109921
10	穀物			輸入は、1967年に採択された植物防疫法第11条の遵守の対象となる。 b) 種子シリアルの入税は、価格の5%。 この章の製品の輸出入は、1971年に承認された獣医法の第7条の遵守の対象となる。	
		01	小麦及びメスリン		禁止 10019910, 10019990
		02	ライ麦		禁止 10029000,
		06	米	10062000, 10063010, 10063020, 10064000 については、農業省のジャハード事前承認が必要。	
		07	穀物ソルガム		禁止 10079000
		08	ソバ、キビ、カナリアシード; その他の穀物		禁止 10081000, 10083000, 10084000, 10086010, 10086090, 10089010, 10089090
11	穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン			輸入および通関は、1967年(1346年)に採択された食品および飲料に関する法律の第16条の遵守を条件とするものとする。 b) 医薬品製造部門によって輸入されたトウモロコシ(コーン)スターチは、保健、治療、医学教育省の裁量の対象となる。 c) エントリーは、1967年に承認された植物防疫法(1346)の第11条の遵守の対象となる。	
		01	小麦粉及びメスリン粉		禁止 11010000,
		02	穀粉(小麦粉及びメスリン粉を除く)。		禁止 11029010, 11029090

		03	ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット	11031900, 11032000 については、農業省のジャハード事前承認が必要。	禁止 11031100, 11031300, 11031900, 11032000
		04	その他の加工穀物（例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第 10.06 項の米を除く。）及び穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）	11041200, 11041900, 11042200, 11042900, 110430 については、農業省のジャハード事前承認が必要。	禁止 11041900, 11042900, 11043010, 11043090
		05	ばれいしよの粉、ミール、フレーク、粒及びペレット	110510 については、農業省のジャハード事前承認が必要。	禁止 11051000
		06	乾燥した豆（第 07.13 項のものに限る。）、サゴヤし又は根若しくは塊茎（第 07.14 項のものに限る。）の粉及びミール並びに第 8 類の物品の粉及びミール	110610, 110620 については、農業省のジャハード事前承認が必要。	禁止 11061000, 11062000
		08	でん粉及びイヌリン	11081100, 11081300, 11081400, 11081900 については、農業省のジャハード事前承認が必要。	禁止 11081100, 11081290, 11081300, 11081400, 11081900
		09	小麦グルテン（乾燥しているかどうかを問わない。）		禁止 11090000
12	採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物			a) 輸入および通関は、12099100 を除いて、1967 年に制定された食品および飲料に関する法律の第 16 条の遵守の対象となる。 b) この章の対象となる品目の輸入は、1967 年に採択された植物防疫法第 11 条の遵守の対象となる。	
		07	その他の採油用の種及び果実（割つてあるかないかを問わない。）	ケシの実とその粉の輸入は禁止。	禁止 12071000, 12073000, 12075000, 12077000, 12079100
		08	採油用の種又は果実の粉及びミール（マスタードの粉	ケシの実とその粉の輸入は禁止。(c)	禁止 12089020, 12089090, 12089010, 12081000

			及びミールを除く。).	
		10	ホップ（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、粉碎し、粉状にし又はペレット状にしたものであるかないかを問わない。）及びルプリン	禁止 12101000
		11	主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）	禁止 12113000, 12114000, 12115000, 12119010, 12119025, 12119030, 12119040, 12119045, 12119091 大麻植物およびその一部、ココアの葉、ケシの実の輸出入は禁止。
		12	海藻その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉碎してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテュプス変種サティヴム）の根で煎つてないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）	禁止 12122910, 12122920, 12122930, 12122940, 12122950, 12122990, 12129100, 12129200, 12129300, 12129400, 12129990
13	ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス			a) 輸入は、1967年に採択された食品および飲料に関する法律の第16条の遵守の対象。 ハシシ（大麻抽出物）の輸入禁止 ハシシ（大麻抽出物）の輸入は禁止されています。 ヘンプオイルは禁止されています。

		02	植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシクナー（変性させてあるかないかを問わない。）	アヘンの輸入は禁止。薬物およびその物質の組み込み禁止法（1988/10/25）および改正法第41条（1997/11/08）便宜委員会の承認、産業省の承認を条件とする工業用輸入（ケース別）健康、治療、医学教育。	禁止 13021100, 13021200
14	植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品			a) 1967年に認可された植物防疫法（1346）第11条の遵守が必要。 b) 農業ジハード省の事前の許可を得て、国家、安全、および生物学的法的規定を守る義務がある遺伝子組み換え生物およびトランスジェニック製品の輸出入。 c) 輸出は、1967年植物防疫法施行令第18条および2010年国際植物防疫条約第5条の遵守を条件とする。	
		01	主として組物に使用する植物性材料（例えば、穀物のわらで清浄にし、漂白し又は染色したもの、竹、とうもろこし、あし、いぐさ、オーギア、ラフィア及びライム樹皮）		禁止 14012000, 14019000
15	動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう			1. 輸入および通関は、1967年（1346年）に採択された食品および飲料に関する法律の第16条の遵守を条件とするもの。 すべての種類のパーム油、粗製の大豆およびヒマワリ油は、経済理事会によって承認された量の範囲内で配給計画のために政府によって輸入される。また、5%の従価IDの対象。 3. 国産油糧種子を農業省ジハードの承認を得た保証購入価格で購入する場合の原油の輸入関税は、IDの50%相当。	
		01	豚脂（ラードを含む。）及び家きん脂（第02.09項又は第15.03項のものを除く。）	150190 については、農業省のジハード事前承認が必要。	禁止 15011000, 15012000, 15019000
		02	牛、羊又はやぎの脂肪（第15.03項のものを除く。）		禁止 15021090, 15029090
		03	ラードステアリン、ラード油、オレオステアリン、オレオ油及びタロー油（乳化、混合その他の調製をしていないものに限		禁止 15030000

			る。)		
		06	その他の動物性油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		禁止 15060000
		07	大豆油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		禁止 15079000
		08	落花生油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		禁止 15089000
		09	オリーブ油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	15099000 については、農業省のジャハード事前承認が必要。	禁止 15092010, 15099000, 15093010, 15094010
		10	オリーブのみから得たその他の油及びその分別物（第15.09項の油及びその分別物を混合したものを含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		禁止 15101000, 15109000
		11	パーム油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		禁止 15119090
		12	ひまわり油、サフラワー油及び綿実油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精		禁止 15121900, 15122900

			製してあるかないかを問わない。)	
		13	やし（コブラ）油、パーム核油及びパバス油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。)	禁止 15131910, 15132990
		14	菜種油及びからし油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。)	禁止 15141900, 15149900
		15	その他の植物性油脂及びその分別物（ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。)	禁止 15152900
		16	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。)	禁止 15161000
		17	マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用のものに限るものとし、第 15.16 項の食用の油脂及びその分別物を除く。)	禁止 15179010, 15171000

		21	植物性ろう（トリグリセリドを除く。）、みつろうその他の昆虫ろう及び鯨ろう（精製してあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）		禁止 15219090
		22	デグラス及び脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理の際に生ずる残留物		禁止 15220000
16	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品			エントリーは、必要に応じて、1971年に制定された獣医法第7条、または1976年に制定された食品および飲料に関する法律の第16条の順守の対象となる。 健康食品（鶏肉）の輸入は、保健省の裁量により許可。 宗教的に禁止されている動物の血と肉の本章に含まれる製品の持ち込みは禁止されている。	
		02	その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血		禁止 16021010, 16021090, 16022000, 16023100, 16023200, 1603900, 16024100, 16024200, 16024900, 16025000, 16029000
		03	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物のエキス及びジュース		禁止 16030000
		04	魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物		禁止 16041100, 16041200, 16041300, 16041400, 16041500, 16041600, 16041700, 16041800, 16041910, 16041990, 16042000, 16043100, 16043200
		05	甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）		禁止 16051000, 16052100, 16052900, 16053000, 16054000, 16055100, 16055200, 16055300, 16055400, 16055500, 16055600, 16055700, 16055800, 16055900, 16056100, 16056200, 16056300, 16056900
17	糖類及び砂糖菓子			輸入は、1967年の食品および飲料に関する法律の第16条の遵守の対象となる。 医薬品製造部門によるグルコースシロップとデキストロースの輸入は、保健・治療・医学教育省の裁量に従うものとする。	

		01	甘しや糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしよ糖（固体のものに限る。）		禁止 17019100, 17019900,
		02	その他の糖類（化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。）、糖水（香料又は着色料を加えてないものに限る。）、人造はちみつ（天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。）及びカラメル		禁止 17022000, 17023010, 17024000, 17026000
		04	砂糖菓子（ホワイトチョコレートを含むものとし、ココアを含有しないものに限る。）		禁止 17041000, 17049010, 17049020, 17049030, 17049040, 17049090
18	ココア及びその調製品			輸入は、1967年の食品および飲料に関する法律の第16条の遵守の対象となる。 この章の対象となるカカオ豆とカカオ殻の輸入は、1967年に採択された植物防疫法第11条の遵守の対象となる。	
		01	ココア豆、丸ごとまたは砕いたもの、生または焙煎		禁止 18010010
		02	カカオの殻、殻、皮、その他のカカオの廃棄物		禁止 18020090
		05	ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）		禁止 18050010,
		06	チョコレートその他のココアを含有する調製食料品		禁止 18061000, 18062000, 18063100, 18063200, 18069000
19	穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品			a) 輸入は、1967年の食品および飲料に関する法律の第16条の遵守の対象となる。 b) 薬用カシエの輸入は、保健、治療、医学教育省の承認が必要。	
		01	麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品（ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したコ		禁止 19012000, 19011000

			コアの含有量が全重量の40%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)及び第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の5%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)	
		02	スパゲッティ、マカロニ、ヌードル、ラザーニヤ、ニョッキ、ラビオリ、カネローニその他のパスタ(加熱による調理をし、肉その他の材料を詰め又はその他の調製をしたものであるかないかを問わない。)及びクースクース(調製してあるかないかを問わない。)	禁止 19021100, 19022000, 19023000, 19024000
		04	穀物又は穀物産品を膨脹させて又はいつて得た調製食料品(例えば、コーンフレーク)並びに粒状又はフレーク状の穀物(とうもろこしを除く。)及びその他の加工穀物(粉、ひき割り穀物及びミールを除く。)であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの(他の項に該当するものを除く。)	禁止 19041000, 19042000, 19049000, 19043000
		05	パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品(ココアを含有するかしないかを問わな	禁止 19051000, 19052000, 19053100, 19053200, 19054000, 19059090

			い。)及び聖さん用 ウエハー、医療用 に適するオブラー ト、シーリングウ エハー、ライスペ ーパーその他これ らに類する物品	
20	野菜、果 実、ナット その他植物 の部分の調 製品			輸入は、1967年に承認された食品および飲料に関する法律第16条の遵守の対象となる。宗教的に禁止されている場合、この章に分類される商品の輸入は禁止されています。 b) 20079100、20079990については、農業省の以前の認可 - ジャハードが必要。
		01	食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分	禁 止 20011000, 20019000
		02	調製し又は保存に適する処理をしたトマト（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）	禁 止 20021000, 20029010, 20029090
		03	調製し又は保存に適する処理をしたきのこ及びトリフ（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）	禁 止 20031000, 20039010, 20039090
		04	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第20.06項の物品を除く。）	禁 止 20041000, 20049000,
		05	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍していないものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第20.06項の物品を除く。）	禁 止 20051000, 20052000, 20054000, 20055100, 20055900, 20056000, 20057000, 20059100, 20059900,

		06	砂糖により調製した野菜、果実、ナット、果皮その他植物の部分（ドレインしたもの、グラッセのもの及びクリスタライズしたものに限る。）		禁止 20060000,
		08	果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。）		禁止 20081100, 20081910, 20081990, 20084010, 20084090, 20085010, 20085090, 20086010, 20086090, 20087090, 20088010, 20088090, 20089100, 20089300, 20089710, 20089790, 20089930, 20089990, 20082090, 20089920, 20083090
		09	果実、ナット又は野菜のジュース（ぶどう搾汁及びココナッツウォーターを含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）	200921, 200931, 200950, 200961, 200969, 200971, 200979, 200981, 20098100, 20098990 については、農業省の以前の認可	禁止 20091200, 20092100, 20093100, 20094100, 20095000, 20096100, 20096900, 20097100, 20097900, 20098100, 20099000
21	各種の調製食料品			この章の対象となる商品の入国は、1967年に承認された食品および飲料に関する法律の第11条の遵守の対象となる。	
		01	コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチョコレートその他のコーヒー代用物（いつたものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物		禁止 21011200, 21013000
		02	酵母（活性のものであるかないかを問わない。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限るもの		禁止 21023000

			し、第 30.02 項のワクチンを除く。)並びに調製したベーキングパウダー		
		03	ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード		禁止 21031000, 21032000, 21039010, 21039090
		04	スープ、ブイヨン及びその調製品 均質化された複合食品調製物		禁止 21041000, 21042000
		05	アイスクリームその他の氷菓 (ココアを含有するかしないかを問わない。)		禁止 21050000
		06	調製食品 (他の項に該当するものを除く。)	I C U 等の患者用の食品、サプリメント 21069090 および 21069080 (保健、治療および医学教育省の裁量の対象となる) の関税に 関連の輸入関税は、価値の %5。	禁止 21061030, 21069040, 21069085
22	飲料、アルコール及び食酢			宗教的に禁止されている場合、この章に分類される商品の輸入は禁止されている。 産業省の承認、および保健・治療・医療教育省の事前の同意があれば、100% 純粋なエタノール (エチルアルコール エチル ヒドロキシド) の輸入が許可される。	
		01	水 (天然又は人造の鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものを除く。)、氷及び雪		禁止 22011000, 22019000
		02	水 (鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。) その他のアルコールを含有しない飲料 (第 20.09 項の果実、ナット又は野菜のジュースを除く。)		禁止 22021000, 22029100, 22029990, 22029910
		03	ビール		禁止 22030000
		04	ぶどう酒 (強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限る。) 及びぶ		禁止 22041000, 22042100, 22042200, 22042900, 22043000

			どう搾汁（第20.09項のものを除く。）	
		05	ベルモットその他のぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したもので、植物又は芳香性物質により香味を付けたものに限る。）	22051000, 22059000
		06	その他の発酵酒（例えば、りんご酒、梨酒、ミード及び清酒）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）	禁止 22060000
		07	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が80%以上のものに限る。）及び変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）	禁止 22072000
		08	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が80%未満のものに限る。）及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料	禁止 22082000, 22083000, 22084000, 22085000, 22086000, 22087000, 22089000
		09	食酢及び酢酸から得た食酢代用物	禁止 22090010, 22090090
23	食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料			エントリーは、1971年に制定された獣医法第7条の遵守の対象となる。 1967年制定の植物防疫法第11条を遵守すること。
		03	でん粉製造の際に生ずるかすその他これに類するかす、ビートパルプ、バガスその他の砂糖製造の際に生ずるかす及び醸造又は蒸留の際に生ずるかす（ペレット状であるかないかを問わない。）	禁止 23033000

		06	その他の植物性又は微生物性の油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わないものとし、第 23.04 項又は第 23.05 項のものを除く。）		禁止 23069090
		07	ぶどう酒かす及びアーゴル	イスラム教の規則により禁止されている	禁止 23070010, 23070090
		08	飼料用に供する種類の植物材料、植物のくず、植物のかす及び植物性副産物（ペレット状であるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）		禁止 23080010, 23080090
		09	飼料用に供する種類の調製品.		禁止 23091000, 23099040
24	たばこ及び製造たばこ代用品、非燃焼吸引用の物品（ニコチンを含むかないかを問わない。）並びにニコチンを含むその他の物品（ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。）			未製造または乾燥たばこおよびその廃棄物の持ち込みは、1967 年に採択された植物防疫法第 11 条の遵守の対象となる。	
		02	葉巻たばこ、シエルート、シガリロ及び紙巻たばこ（たばこ又はたばこ代用物から成るものに限る。）.		禁止 24021000, 24022000, 24029000
		04	たばこ、再構成たばこ、ニコチン、またはたばこまたはニコチン代用品を含む製品で、燃焼せずに吸入することを目的としています。人体への		禁止 24041200, 24049100, 24049900

			ニコチンの摂取を目的としたその他のニコチン含有製品	
25				純粋な塩化ナトリウム（塩）の輸入は、1967年に承認された食品および飲料に関する法律（1346）の第16条の遵守の対象となる。
		01	塩（食卓塩及び変性させた塩を含むものとし、水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかないかを問わない。）、純塩化ナトリウム（水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかないかを問わない。）及び海水	禁止 25010010
		08	その他の粘土、アンダルーサイト、カリアナイト及びシリマナイト（焼いてあるかないかを問わないものとし、第68.06項のエキスパンデッドクレーを除く。）並びにムライト、シャモット及びダイナスアース	禁止 25084010
		13	コランダム、ガーネットその他の研磨用の材料（天然のものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）、パミストーン及びエメリー	禁止 25131000, 25132010
		14	.	禁止 25140000
		15	大理石、トラバーチン、エコーシンその他の石碑用又は建築用の石灰質の岩石（見掛け比重が2.5以上のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形	禁止 25151110, 25151120, 25151190, 25151200, 25152000

			を含む。)の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。)及びアラバスター(粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形(正方形を含む。)の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。)	
		16	花こう岩、はん岩、玄武岩、砂岩その他の石碑用又は建築用の岩石(粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形(正方形を含む。)の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。)	25161200, 25162000, 25169000
		17	小石、砂利及び碎石(コンクリート用、道路舗装用又は鉄道用その他のバラスト用に通常供するものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。)、シングル及びフリント(熱処理をしてあるかないかを問わない。)並びにスラグ、ドロスその他これらに類する工業廃棄物から成るマカダム(小石、砂利、碎石、シングル又はフリントを混入してあるかないかを問わない。)及びタールマカダム並びに第25.15項又は第25.16項の岩石の粒、破片及び粉(熱処理をしてあるかないかを問わない。)	禁止 25171010, 25171020, 25171090, 25174100, 25174900

		18	ドロマイト（粗削りしたもの及びのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切つたものを含むものとし、焼いてあるかないか又は焼結してあるかないかを問わない。）		禁止 25182000
		20	天然石膏及び天然無水石膏並びに天然石膏を焼いたもの又は硫酸カルシウムから成るプラスチック（着色してあるかないか又は少量の促進剤若しくは遅延剤を加えてあるかないかを問わない。）		禁止 25201000, 25202000
		21	石灰石その他の石灰質の岩石（石灰又はセメントの製造に使用する種類のものに限る。）		禁止 25210000
		23	ポルトランドセメント、アルミナセメント、スラグセメント、スーパーサルフェートセメントその他これらに類する水硬性セメント（着色してあるかないか又はクリンカー状であるかないかを問わない。）		禁止 25231000, 25232100, 25232900, 25239010, 25239020, 25239090
26	鉍石、スラグ及び灰			関税項目 26121010、26122010、およびその他の輸入および通関タリフ ライン 26159010、26159090 の輸入、通関、通過、および輸出は、イラン原子力機関の承認が必要。	
		01	鉄鉍（精鉍及び焼いた硫化鉄鉍を含む。）		禁止 26011110, 26011120, 26011130, 26011140, 26011150, 26011190, 26012000
		10	クロム鉍（精鉍を含む。）		禁止 26100010

		21	その他のスラグ及び灰（海草の灰（ケルプ）を含む。）並びに都市廃棄物の焼却によつて生じた灰及び残留物.		禁止 26211000, 26219000
29	有機化成品			a) 各種医薬品、ビタミン剤、ホルモン剤、抗生物質等、麻薬性物質、毒性物質、サッカリン、サッカリン原料、ブロードメチリン等の医療用又は食品用の輸入並びにピラミデン末、アンチピリン末及びこれらの配合物の輸入 保健・治療・医学教育省の承認が必要。 また、HSコードの 29304000、29224100、29225090 は、医療または食品の使用の場合、保健医療および医学教育省の承認の対象となり、獣医および家畜の場合は、農業ジハード省の承認の対象となる。 b) 農業および獣医学で使用されるさまざまな種類の殺虫剤および家畜外部寄生虫駆除剤の輸出入は、農業省ジハードの承認の対象となる。	
		01	非環式炭化水素		禁止 29011010
30	医薬品			b) この章で注意事項の欄に記号 (■) で示されている製品の輸入は、通関規則第 122 条 (ch) のライセンスを取得する場合に限られる。 c) 関税 30059030 に分類される慢性創傷用の高度な消耗品の輸入関税は、保健医療および医学教育省の承認および承認を条件として a) 動物用医薬品、獣医用医薬品、および生物学的材料の輸入および輸出は、農業ジハード省の許可が必要。 1% に設定されています。 d) 4% から 1% への関税引き下げの対象となる医薬品、機器の消耗品（本章またはその他の関税項目に分類されるもの）に関連する関税項目（2022 年のイランの予算法に従う）は、イランの税関システムにおける保健医療教育省の食品および食品組織の対象確認が必用。（通関のため）。	
		01	器官治療用の腺およびその他の器官（乾燥したもので、器官治療用の腺またはその他の器官またはそれらの分泌物の粉末抽出物であるかどうかを問わない。）ヘパリンおよびその塩；他に指定されていない、または含まれていな		禁止 30019010

			い、治療または予防用に調製されたその他のヒトまたは動物の物質	
		06	本章の注 4 に規定する医薬品	4% から 1% への関税の引き下げの対象となる医薬品、機器、および医療消耗品（この章または他の章で分類される）に関連する関税品目（2022 年のイランの予算法の対象となる）は、イランの税関システムでの保健医療教育省の食品および医薬品組織の対象確認が必用。（通関のため） 禁止 30069310, 30069390
33	精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類			輸入は、1967 年に承認された食品、飲料および化粧品に関する法律（1346）の第 16 条の遵守の対象となる。
		01	精油（コンクリートのもの及びアブソリュートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかないかを問わない。）、レジノイド、オレオレジン抽出物、精油のコンセントレート（冷浸法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。）、精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物並びに精油のアキュアスディステレート及びアキュアスソリューション。	禁止 33019011, 33019012, 33019019
		03	香水	禁止 33030020, 33030090
		04	美容用、メーキャップ用又は皮膚の手入れ用の調製品（日焼け止め用又は日焼け用の調製品を含むものとし、医薬品を除く。）及びマニキュア用又はペディキュア用の調製品	禁止 33041010, 33041090, 33042010, 33042020, 33042090, 33043010, 33043090, 33049110, 33049190, 33049920, 33049990
		05	頭髪用の調製品	禁止 33052000, 33053000, 33059010

		06			禁止 33061000, 33062000, 33069090
		07	ひげそり前用、ひげそり用又はひげそり後用の調製品、身体用の防臭剤、浴用の調製品、脱毛剤その他の調製香料及び化粧品類（他の項に該当するものを除く。）並びに調製した室内防臭剤（芳香を付けてあるかないか又は消毒作用を有するか有しないかを問わない。）		禁止 33071010, 33071090, 33073000, 33074100, 33074900, 33079020, 33079030, 33079090, 33072000
34	せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペー スト、歯科用ワックス及びプラスチックをもととした歯科用の調製品				輸入は、1967年に承認された食品、飲料および化粧品に関する法律（1346）の第16条の遵守の対象となる。
		01	せっけん、有機界面活性剤及びその調製品（せっけんとして使用するもので、棒状にし、ケーキ状にし又は成型したものに限るものとし、せっけんを含有するかしないかを問わない。）、有機界面活性剤及びその調製品（皮膚の洗浄に使用するもので、液状又はクリーム状で小売用にしたものに限るものとし、せっけんを含有するかしないか		禁止 34011110, 34011120, 34011130, 34011150, 34011190, 34011900, 34012010, 34012040, 34012090, 34012020, 34013000

			を問わない。)並びにせっけん又は洗剤を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙、ウォッシング、フェルト及び不織布	
		02	有機界面活性剤(せっけんを除く。)並びに調製界面活性剤、調製洗剤、補助的調製洗剤及び清浄用調製品(せっけんを含有するかしないかを問わないものとし、第34.01項のものを除く。)	禁止 34029010, 34025010, 34025029, 34025090
		05	フットウェア、家具、床、車体、ガラスまたは金属用のつや出し剤およびクリーム、研磨ペーストおよび粉末、ならびに類似の調合物(紙、詰め物、フェルト、不織布、気泡プラスチックまたは気泡ゴムの形態であるかどうかにかかわらず、含浸、コーティングまたは被覆されているかどうかを問わない) ヒースのワックスを除く 34.04	禁止 34051000, 34052000,
		06	ろうそく及びこれに類する物品。	禁止 34060000
		07	子供の娯楽用に用意されたものを含むモデリングペーパースト、「デンタルワックス」または「歯科印象用コンパウンド」として知られる調合物で、セットで、小売り用のパッケージで、またはプレート、馬蹄形、スティック、または類似の形で置かれます。石膏(焼石膏または硫酸カル	禁止 34070020

			シウム)をベースにした歯科用のその他の調剤		
36	爆発物； 花火製品； マッチ； 自然発火性合金； 特定の可燃性製剤	04	花火、信号灯、レインロケット、霧信号、その他の火工品	a) ダイナマイト、およびプリカッション キャップや爆薬シリンダーなどのその他の爆薬の輸出入は、国防省の承認が必要。 b) 鉱山労働者が使用するヒューズの輸入は、国防省の承認が必要。 c) HS コード 3601、3602、3603、3604 の輸入は政府の承認が必要だが、 3604 は電力省の承認が必要。 d) 36020010 の輸入は、通関規則第 122 条 (1) 項のライセンスを取得するために制限されている。	禁止 36041000
		05	マッチ (第 36.04 項の火工品を除く。)		禁止 36050000
38	各種の化学工業生産品			関税項目 3821、3822 (非産業用途の場合)の対象となる商品の輸入は、保健、治療、医学教育省または獣医機関 (場合によって) の事前の同意があれば可能。 関税番号38221910の輸入と通関は、イラン原子力機関の承認が必要。	
		08	殺虫剤、殺鼠剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤、消毒剤その他これらに類する物品 (小売用の形状若しくは包装にし、製剤にし又は製品にしたもの (例えば、硫黄を含ませた帯、芯及びろうそく並びにはえ取り紙)に限る。)	関税第 3808 号に分類される商品の輸入は、必要に応じて保健医療教育省または農業ジハード省の承認を受ける必要がある。 第 38085910 号の輸入は、通関規則第 122 条第 (ch) 項の許可を受けることが制限されています。 第 38085910 号は、通関規則第 122 条第 (ch) 節の許可を受けるに限る。	禁止 38089121, 38089413
		25	化学工業 (類似の工業を含む。) において生ずる残留物 (他の項に該当するものを除く。)、都市廃棄物、下水汚泥及びこの類の注 6 のその他の廃棄物		禁止 38251000, 38252000, 38253000, 38254100, 38254900, 38255000, 38256100, 38256900, 38259000
39	プラスチック及びその製品			この項目の対象となる爆発物の輸入と通関は、国防省の承認が必要。 この項目取り上げるリストの一次化学物質の輸入には、化学兵器への化学兵器の使用禁止	

				に関する条約および輸出入に関する一般規則に基づき、外務省の事前承認が必要であるすべての当事者を拘束する。 人工肛門と尿バッグの輸入は、保健、治療、医学教育省の承認が必要。 第 39199060 号の輸入は、通関規則第 122 条 (ch) 項の許可を受けるに限る。	
		18	プラスチック製の床用敷物（接着性を有するか有しないかを問わないものとし、ロール状又はタイル状のものに限る。）並びにこの類の注 9 のプラスチック製の壁面被覆材及び天井被覆材		禁止 39181010, 39189010
		22	プラスチック製の浴槽、シャワーバス、台所用流し、洗面台、ビデ、便器、便座、便器用の覆い、水洗用の水槽その他これらに類する衛生用品		禁止 3922100, 39222000
		24	プラスチック製の食卓用品、台所用用品その他の家庭用品及び化粧品		禁止 39241010, 39241090, 39249000
		25	プラスチック製の建築用品（他の項に該当するものを除く。）		禁止 39252000, 39253000
		26	その他のプラスチック製品及び第 39.01 項から第 39.14 項までの材料（プラスチックを除く。）から成る製品		禁止 39261000, 39264000
40	ゴム及びその製品			保健および医療部門で使用される部品および消耗品の輸入は、保健、治療および医学教育省の承認の対象となる。 乳首、キャップ、および衛生および保護目的の物品の輸入は、保健・治療・医学教育省の承認が必要。	
		13	インナーチューブ、ゴム製		禁止 40131000, 40132000, 40139020, 40139090
		15	衣類及び衣類附属品（手袋、ミトン及びミットを含み、加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限		禁止 40151910

			るものとし、用途を問わない。) r	
		16	その他の製品（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限る。）	禁止 40169100, 40169510, 40169590, 40169200, 40169520
41	原皮（毛皮を除く。）及び革			宗教上、肉が禁止されている動物の皮や革の持ち込みは禁止。
		02	羊の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしていないものに限るものとし、毛が付いているかいないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注1(c)の規定により除かれているものを含まない。）	禁止 41021000, 41022100, 41022900
		03	その他の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしていないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注1の(b)又は(c)の規定により除かれているものを含まない。）	禁止 41032000, 41033000, 41039000
		05	羊のなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限	禁止 41051000, 41053000

			るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。)		
		06	その他の動物のなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。)		禁止 41063100, 41063200, 41064000, 41069100, 41069200
		13	その他の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第41.14項の革を除く。)		禁止 41132000, 41133000, 41139000
		15	コンポジションレザー（革又は革繊維をもととして製造したもので、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、巻いてあるかないかを問わない。）、革又はコンポジションレザーのくず（革製品の製造に適しないものに限る。）及び革の粉		禁止 41152000
42	革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品			宗教上、肉が禁止されている動物の皮や革の持ち込みは禁止。	
		01	動物用装着具（引き革、引き綱、ひざ当て、口輪、く		禁止 42010000

			ら敷き、くら袋、犬用のコートその他これらに類する物品を含むものとし、材料を問わない。)	
		02	旅行用バッグ、断熱加工された飲食料用バッグ、化粧用バッグ、リュックサック、ハンドバッグ、買物袋、財布、マップケース、シガレットケース、たばこ入れ、工具袋、スポーツバッグ、瓶用ケース、宝石入れ、おしろい入れ、刃物用ケースその他これらに類する容器（革、コンポジションレザー、プラスチックシート、紡織用繊維、バルカナイズドファイバー若しくは板紙から製造し又は全部若しくは大部分をこれらの材料若しくは紙で被覆したものに限る。）及びトランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、眼鏡用ケース、双眼鏡用ケース、写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、けん銃用のホルスターその他これらに類する容器	禁止 42021110, 42021190, 42021200, 42021900, 42022110, 42022190, 42022210, 42022220, 42022230, 42022290, 42022900, 42023100, 42023200, 42023900, 42029100, 42029200, 42029900
		03	衣類及び衣類附属品（革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）	禁止 42031090, 42032190, 42032900, 42033010, 42033090, 42034000,
		05	その他の革製品及びコンポジションレザー製品	禁止 42050010, 42050020, 42050092
		06	腸、ゴールドビーターズスキン、ぼうこう又は臍の製	禁止 42060010, 42060090

			品		
43	毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品			この章で扱う野生動物の皮の輸入と輸出は、環境保護機構の承認が必要。 肉が宗教的に禁じられている動物の皮や革の持ち込みは禁止。	
		01	原毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するものを含むものとし、第 41.01 項から第 41.03 項までの原皮を除く。）		禁止 43011000, 43013000, 43016000, 43018010, 43018090, 43019000
		02	なめし又は仕上げた毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片を含み、組み合わせないもの及び他の材料を加えることなく組み合わせたものに限るものとし、第 43.03 項のものを除く。）		禁止 43021100, 43021900, 43022000, 43023000
		03	衣類、衣類附属品 その他の毛皮製品		禁止 43031000, 43039000,
		04	人工毛皮およびその製品		禁止 430340000
44	木材及びその製品並びに木炭			入国は、1967 年に承認された植物防疫法 (1346) の第 11 条の遵守の対象となる。	
		10	パーティクルボード、オリエンテッドストランドボード (OSB) その他これに類するボード（例えば、ウェファーパーボード）（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。）		禁止 44109090, 44101190, 44101290, 44101990,
		11	繊維板（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機物質により結		禁止 44111291, 44111292, 44111299, 44111391, 44111392, 44111399, 44111491, 44111492, 44111499,

			合してあるかないかを問わない。)	44119290, 44119390, 44119490,
		14	絵画、写真、鏡などの木製フレーム	禁止 44141010, 44141020, 44141090, 44149020, 44149090
		16	木の樽、樽、大桶、たらい、その他のたる製造業者の製品およびその部分品（棒を含む）	禁止 44160000
		18	木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた床用パネル及びこけら板を含む。）	禁止 44181111, 44181911, 44182119, 44182919, 44181112, 44181113, 44181119, 44181120, 44181912, 44181913, 44181919, 44181920, 44182111, 44182112, 44182113, 44182911, 44182912, 44182913, 44187900, 44188100, 44188200, 44188900, 44189200
		19	木製の食卓用品及び台所用品	禁止 44191110, 44191190, 44191910, 44191990, 44192010, 44192092, 44199010, 44199090, 44191200
		20	寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他の装飾品並びに第94類に属しない木製の家具	禁止 44201111, 44201120, 44201130, 44201190, 44209010, 44209020, 44209030, 44209040, 44209050, 44209060, 44209090, 44201910, 44201920, 44201930, 44201990
		21	その他の木製品	禁止 44211010, 44211090, 44219110, 44219920
46	わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物			
		01	さなだその他これに類する組物材料から成る物品（ストリップ状であるかないかを問わない。）並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料から成る物品を平行につなぎ	禁止 46012100, 46012200, 46012900, 46019200, 46019300, 46019400, 46019900

			及び織つたものであつてシート状のもの（最終製品（敷物、壁掛等）であるかないかを問わない。）	
		02	かご細工物、枝条細工物その他の製品（組物材料から直接造形したもの及び第 46.01 項の物品から製造したものに限る。）及びへちま製品	禁止 46021100, 46021210, 46021220, 46021290, 46021910, 46021990, 46029000
48	紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品			有価証券等の書類を作成するためのあらゆる種類の証券用紙の輸入は、イラン・イスラム共和国中央銀行の承認の対象となり、イラン・イスラム共和国のシンボルが入ったあらゆる種類の透かし紙の輸入は、経済財務省の承認が必要。 48021010、48021020、48021030 および 48119010 の輸入は、通関規則第 122 条 (ch) 項の許可を受ける場合に限られます。
		02	筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の塗布してない紙及び板紙、せん孔カード用紙及びせん孔テープ用紙（ロール状又は長方形（正方形を含む。）のシート状のものに限るものとし、大きさを問わず、第 48.01 項又は第 48.03 項の紙を除く。）並びに手すきの紙及び板紙	禁止 48025600, 48026200
		17	紙製又は板紙製の封筒及び通信用カード並びに封筒、通信用カード、便せん等を紙製又は板紙製の箱、袋その他の容器に詰め合わせたもの	禁止 48171000, 48172000, 48173000
		18	トイレットペーパーその他これに類する家庭用又は衛生用に供する種類の紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（幅が 36 センチメートル以	禁止 48181000, 48182000, 48183000, 48189090

			下のロール状にし又は特定の大きさ若しくは形状に切ったものに限る。)並びに製紙用パルプ製、紙製、セルローズウオッディング製又はセルローズ繊維のウェブ製のハンカチ、クレンジングティッシュ、タオル、テーブルクロス、ナプキン、ベッドシートその他これらに類する家庭用品、衛生用品及び病院用品、衣類並びに衣類附属品	
		20	紙製又は板紙製の帳簿、会計簿、雑記帳、注文帳、領収帳、便せん、メモ帳、日記帳その他これらに類する製品、練習帳、吸取紙、バインダー、書類挟み、ファイルカバー、転写式の事務用印刷物、挿入式カーボンセットその他の文房具及び事務用品、アルバム（見本用又は収集用のものに限る。）並びにブックカバー	禁止 48201000, 48202000, 48203000, 48204000, 48205000, 48209000
		23	その他の紙、板紙、セルローズウオッディング及びセルローズ繊維のウェブ（特定の大きさ又は形状に切ったものに限る。）並びに製紙用パルプ、紙、板紙、セルローズウオッディング又はセルローズ繊維のウェブのその他の製品	禁止 48236100, 48236900, 48239020, 48239030
49	印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイ			例外なくエントリーする（科学研究技術省の承認のみを必要とする科学書籍および出版物を除く）には、文化イスラム指導省の許可が必要。 b) 内部供給が許可されていない品目の輸出については、関連するライセンスを文化・イ

	プ文書、設計図及び図案			スラム指導省から取得する必要。	
		09	葉書（印刷したもの及び挿絵を有するものに限る。）及び個人のあいさつ、伝言又は通知を印刷したカード（挿絵を有するか有しないか又は封筒若しくはトリミング付きであるかないかを問わない。）		禁止 49090000
		10	カレンダー（カレンダーブロックを含むものとし、印刷したものに限る。）		禁止 49100000
50	絹及び絹織物			a) この項目の対象となる蚕の繭の輸入と輸出は、1971年（1350年）に可決された獣医法第7条の対象となる。 b) 手術用糸を製造するための絹糸および絹の廃棄物から紡がれた糸の輸入は、保健、治療および医学教育省の裁量および承認の対象となります。 c)、遺伝子組み換え生物およびトランスジェニック製品の輸出入には国家、安全保障、および生物学的法的規定を保存に関する義務があり、ジハード農業省の事前の許可が必用。 d) 関税が4%から1%に引き下げられる（2022年のイランの予算法に従い、注7、パラグラフH、構成要素2）は、イランの税関システム（通関のため）でのHwalth and Medical Education省の食品および医薬品組織の対象となる確認です。	
		03	絹のくず（繰糸に適しない繭、糸くず及び反毛した繊維を含む）		禁止 50030000
		06	絹糸、絹紡糸及び絹紡糸（小売用にしたものに限る。）並びに天然てぐす		禁止 50060000
		07	絹織物		禁止 50071010, 50071020, 50071030, 50072010
51	羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物			a) 宗教的に食肉が禁止されている動物、およびイスラム教の儀式に従って屠殺されていない動物の毛の輸入は禁止。 この項目の対象となる動物由来の未加工製品の輸出入は、1971年に可決された獣医法（1350）の第7条に準拠する必要がある。	

		03	羊毛、織獣毛又は粗獣毛のくず（糸くずを含むものとし、反毛した繊維を除く。）		禁止 51032000, 51033000
		04	羊毛、織獣毛又は粗獣毛のくず（反毛した繊維に限る。）		禁止 51040000
56	ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品			第 56.01 項に該当する衛生用品の輸入は、1967 年に承認された食品および飲料に関する法律（1346）第 16 条の遵守を条件とする。	
		01	紡織用繊維のウォッディング及びその製品並びに長さが 5 ミリメートル以下の紡織用繊維（フロック）、紡織用繊維のダスト及びミルネツプ		禁止 56012110
57	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物				
		01	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（結びパイルのものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わない。）		禁止 57011010, 57011090, 57019000
		02	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（ケレムラグ、シュマックラグ、カラマニラグその他これらに類する手織りの敷物を含み、織物製のものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わず、タフトし又はフロック加工をしたものを除く。）		禁止 57021010, 57021020, 57021030, 57021040, 57021050, 57021060, 57021090, 57022000, 57023100, 57023200, 57023900, 57024100, 57024200, 57024900, 57025000, 57029110, 57029190, 57029200, 57029910, 57029990
		03	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（人工芝を		禁止 57031000, 57039000, 57032100, 57032900, 57033100,

			含み、タフトしたものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わない。)		57033900
		04	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（フェルト製のものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わず、タフトし又はフロック加工をしたものを除く。)		禁止 57041000, 57042000, 57049010, 57049090
		05	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（製品にしたものであるかないかを問わないものとし、この類の他の項に該当するものを除く。)		禁止 57050010, 57050090,
58	特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びびししゅう布			関税番号 58081000 の対象となる手術用糸の製造に必要な材料（糸）の輸入関税は、保健、治療、医学教育省の裁量により、5%。	
		05	ゴブラン織り、フランダース織り、オービュソン織り、ボーベ織りその他これらに類する手織りのつづれ織物及びプチポワン、クロスステッチ等を使用して手針によりつづれ織り風にした織物（製品にしたものであるかないかを問わない。)		禁止 58050000
59	染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品				

		04	リノリウム及び床用敷物で紡織用繊維の基布に塗布し又は被覆したもの（特定の形状に切つてあるかないかを問わない。）		禁止 59041000, 59049000
		05	紡織用繊維の壁面被覆材		禁止 59050000
		07	その他の紡織用繊維の織物類（染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。）及び劇場用又はスタジオ用の背景幕その他これに類する物品に使用する図案を描いた織物類		禁止 59070010
61	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）			第 61151020 号の商品の輸入と通関は、保健、治療、医学教育省の承認の対象。・ 関税番号 61013010、61023010、6103310、61043310、61034310、61046310 に分類される物品の輸入は、スポーツ青少年省による使用の承認と承認を条件として許可。	
		01	男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、第 61.03 項のものを除く。）		禁止 61012000, 61013090, 61019000, 61013010
		02	女子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、第 61.04 項のものを		禁止 61021000, 61022000, 61023010, 61023090, 61029000,

			除く。)	
		03	男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。）（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	禁止 61031000, 61032200, 61032300, 61032900, 61033100, 61033200, 61033900, 61043310, 61043390, 61034100, 61034200, 61034390, 61034900, 61034310
		04	女子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ドレス、スカート、キュロットスカート、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。）（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	禁止 61041300, 61041900, 61042200, 61042300, 61042900, 61043100, 61043200, 61043310, 61043390, 61043900, 61044100, 61044200, 61044300, 61044400, 61044900, 61045100, 61045200, 61045300, 61045900, 61046100, 61046200, 61046310, 61046390, 61046900,
		05	男子用のシャツ（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	禁止 61051000, 61052000, 61059000
		06	女子用のブラウス、シャツ及びシャツブラウス（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	禁止 61061000, 61062000, 61069000
		07	男子用のパンツ、ズボン下、ブリーフ、ナイトシャツ、パジャマ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	禁止 61071100, 61071200, 61071900, 61072100, 61072200, 61072900, 61079100, 61079900
		08	女子用のスリッパ、ペティコート、ブリーフ、パンティ、ナイトドレス、パジャマ、ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製	禁止 61081100, 61081900, 61082100, 61082200, 61082900, 61083100, 61083200, 61083900, 61089100, 61089200, 61089900

			品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	
		09	Tシャツ、シングルレットその他これらに類する肌着（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	禁止 61091000, 61099000
		10	ジャージー、プルオーバー、カーディガン、ベストその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	禁止 61101100, 61101200, 61101900, 61102000, 61103000, 61109000
		11	乳児用の衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	禁止 61112000, 61113000, 61119000
		12	トラックスーツ、スキースーツ及び水着（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	禁止 61121100, 61121200, 61121900, 61122000, 61123100, 61123900, 61124100, 61124900
		13	衣類（第59.03項、第59.06項又は第59.07項のメリヤス編物又はクロセ編物から製品にしたものに限る。）	禁止 61130000
		14	その他の衣類（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	禁止 61142000, 61143000, 61149000
		15	パンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類（段階的圧縮靴下（例えば、静脈瘤症用のストッキング）及び履物として使用するもの（更に別の底を取り付けてないもの）に限る。）を含むものとし、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	禁止 61151090, 61152100, 61152200, 61152900, 61153000, 61159400, 61159500, 61159600, 61159900

		16	手袋、ミトン及び ミット（メリヤス 編み又はクロセ編 みのものに限る。）		禁 止 61161000, 61169100, 61169200, 61169300, 61169900
		17	その他の衣類附属 品（製品にしたも ので、メリヤス編 み又はクロセ編み のものに限る。）及 び衣類又は衣類附 属品の部分品（メ リヤス編み又はク ロセ編みのものに 限る。）		禁 止 61171000, 61178000, 61179000
62	衣類及び衣 類 附 属 品 （メリヤス 編み又はク ロセ編みの ものを除 く。）			関税番号 62112000、62024010、62014020、 62031210、62033310、62034310、62041330、 62043310、62046310 に分類される物品の輸 入は、スポーツ青年省による使用の承認と承 認を条件として許可される。	
		01	男子用のオーバー コート、カーコ ート、ケープ、ク ローク、アノラック （スキージャケッ トを含む。）、ウ インドチーター、ウ インドジャケット その他これらに類 する 製 品 （ 第 62.03 項のものを 除く。）		禁 止 62012010, 62012090, 62013000, 62014090, 62019000, 62014020
		02	女子用のオーバー コート、カーコ ート、ケープ、ク ローク、アノラック （スキージャケッ トを含む。）、ウ インドチーター、ウ インドジャケット その他これらに類 する 製 品 （ 第 62.04 項のものを 除く。）		禁 止 62022000, 62023000, 62024090, 62029010, 62029090, 62024010
		03	男子用のスーツ、 アンサンブル、ジ ャケット、ブレザ ー、ズボン、胸当 てズボン、半ズボ ン及びショーツ （水着を除く。）		禁 止 62031100, 62031210, 62031290, 62031910, 62031990, 62032200, 62032300, 62032900, 62033100, 62033200, 62033390, 62033900, 62034100, 62034200, 62034390, 62034900, 62033310, 62034310

		04	女子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ドレス、スカート、キュロットスカート、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。）	禁止 62041100, 62041200, 62041310, 62041390, 62041330, 62041910, 62041990, 62042100, 62042200, 62042300, 62042900, 62043100, 62043200, 62043310, 62043390, 62043900, 62044100, 62044200, 62044300, 62044400, 62044900, 62045100, 62045200, 62045300, 62045900, 62046100, 62046200, 62046310, 62046390, 62046900
		05	男子用のシャツ	禁止 62052000, 62053000, 62059000
		06	女子用のブラウス、シャツ及びシャツブラウス	禁止 62061000, 62062000, 62063000, 62064000, 62069000
		07	男子用のシングルレットその他これに類する肌着、パンツ、ズボン下、ブリーフ、ナイトシャツ、パジャマ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品	禁止 62071100, 62071900, 62072100, 62072200, 62072900, 62079100, 62079900
		08	女子用のシングルレットその他これに類する肌着、スリッパ、ペティコート、ブリーフ、パンティ、ナイトドレス、パジャマ、ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品	禁止 62081100, 62081900, 62082100, 62082200, 62082900, 62089100, 62089200, 62089900
		09	乳児用の衣類及び衣類附属品	禁止 62092000, 62093000, 62099000
		10	衣類（第56.02項、第56.03項、第59.03項、第59.06項又は第59.07項の織物類から製品にしたものに限る。）	禁止 62101000, 62102000, 62103000, 62104000, 62105000
		11	トラックスーツ、スキースーツ及び水着並びにその他	禁止 62111100, 62111200, 62112000, 62113200, 62113300, 62113900, 62114200,

			の衣類		62114300, 62114900
		12	ブラジャー、ガードル、コルセット、サスペンダー、ガーターその他これらに類する製品及びこれらの部分品（メリヤス編みであるかないか又はクロセ編みであるかないかを問わない。．		禁止 62121000, 62122000, 62123000, 62129000
		13	ハンカチ		禁止 62132000, 62139000
		14	ショール、スカーフ、マフラー、マントィーラ、ベールその他これらに類する製品		禁止 62141000, 62142000, 62143000, 62144000, 62149000
		15	ネクタイ．		禁止 62151000, 62152000, 62159000
		16	手袋、ミトン及びミット．		禁止 62160000
		17	その他の衣類附属品（製品にしたものに限る。）及び衣類又は衣類附属品の部分品（第62.12項のものを除く。）		禁止 62171000, 62179000
63	紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ			この章で取り上げる古着やその他の古着のエントリーは、保健・治療・医学教育省が発行した健康証明書の提出が必要。	
		01	毛布及びひざ掛け		禁止 63011000, 63012000, 63013000, 63014000, 63019000
		02	ベッドリネン、テーブルリネン、トイレットリネン及びキッチンリネン		禁止 63021000, 63022100, 63022200, 63022900, 63023100, 63023200, 63023900, 63024000, 63025100, 63025300, 63025900, 63026000, 63029100, 63029300, 63029900

		03	カーテン（ドレープを含む。）、室内用ブラインド、カーテンバランス及びベッドバランス	禁止 63031200, 63031900, 63039100, 63039200, 63039900
		04	その他の室内用品（第94.04項のものを除く。）	禁止 63041110, 63041190, 63041910, 63041990, 63042000, 63049110, 63049190, 63049210, 63049290, 63049310, 63049390, 63049910, 63049990
		05	包装に使用する種類の袋	禁止 63051000, 63052000, 63053200, 63053900, 63059000
		06	ターポリン及び日よけ、テント、帆（ボート用、セールボード用又はランドクラフト用のものに限る。）並びにキャンプ用品	禁止 63061200, 63061900, 63062200, 63062900, 63063000, 63064000, 63069000
		07	その他のもの（ドレスパターンを含むものとし、製品にしたものに限る。）	禁止 63071000, 63072000, 63079020, 63079030, 63079090
		08	織物と糸から成るセット（附属品を有するか有しないかを問わないものとし、ラグ、つづれ織物、ししゅうを施したテーブルクロス又はナプキンその他これらに類する紡織用繊維製品を作るためのもので、小売用の包装をしたものに限る。）	禁止 63080000
		09	中古の衣類その他の物品	禁止 63090000
		10	ぼろ及びくず（ひも、綱若しくはケーブル又はこれらの製品のものに限る。）（紡織用繊維のものに限る。）	禁止 63101000, 63109000
64	履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品			宗教上、肉が禁止されている動物の皮や革の持ち込みは禁止。 関税番号 64031940、64031950、64041130、および 64041140 に分類される物品の輸入は、スポーツ青年省による使用の承認および承認を条件として許可。

		01	防水性の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限るものとし、縫合、リベット締め、くぎ打ち、ねじ締め、プラグ止めその他これらに類する方法により甲を底に固定し又は組み立てたものを除く。）	禁止 64019200, 64019900
		02	その他の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限る。）	禁止 64021210, 64021220, 64021910, 4021920, 64021990, 64022000, 64029100, 64029900
		03	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が革製のものに限る。）	禁止 64031930, 64031990, 64032000, 64035100, 64035900, 64039190, 64039900, 64031210, 64031220, 64031910, 64031940, 64031950
		04	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が紡織用繊維製のものに限る。）	禁止 64041110, 64041120, 64041130, 64041140, 64041190, 64041900, 64042000
		05	その他の履物	禁止 64051000, 64052090, 64059000
		06	履物の部分品（甲を含むものとし、本底以外の底に取り付けてあるかないかを問わない。）及び取り外し可能な中敷き、ヒールクッションその他これらに類する物品並びにゲートル、レギンスその他これらに類する物品及びこれらの部分品	禁止 64069010
65	帽子及びその部分品			

		01	フェルト製の帽体（成型し又はつばを付けたものを除く。）並びにフェルト製のプラトウ及びマンション（スリットマンションを含む。）	禁止 65010000
		02	帽体（組んだもの及びストリップ（材料を問わない。）を組み合わせて作ったものに限るものとし、成型し、つばを付け、裏張りし又はトリミングしたものを除く。）	禁止 65020000
		04	帽子（組んだもの及びストリップ（材料を問わない。）を組み合わせて作ったものに限るものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）	
		05	帽子（メリヤス編み又はクロセ編みのもの及びレース、フェルトその他の紡織用繊維の織物類（ストリップのものを除く。）から作ったものに限るものとし、裏貼りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）及びヘアネット（材料を問わないものとし、裏貼りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）。	禁止 65050000
		06	その他の帽子（裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）	禁止 65061090, 65069100, 65069900
		07	帽子用のすべり革、裏、カバー、ハットファンデー	禁止 65070000

			ション、ハットフレーム、ひさし及びあごひも	
66	傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品			
		01	傘（つえ兼用傘、ビーチパラソルその他これらに類するものを含む。）	禁止 66011000, 66019100, 66019900
		02	つえ、シートステッキ、むちその他これらに類する製品	禁止 66020000
		03	第 66.01 項又は第 66.02 項の製品の部分品、トリミング及び附属品	禁止 66032000, 66039000
67	調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品			
		01	羽毛皮その他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛、羽毛の部分及び鳥の綿毛並びにこれらの製品（この項には、第 05.05 項の物品並びに加工した羽軸及び羽茎を含まない。）	禁止 67010000
		02	人造の花、葉及び果実並びにこれらの部分品及び製品	禁止 67021000, 67029000
		03	人髪（仕上げをし、梳き、漂白し又はその他の加工をしたものに限る。）及び羊毛、獣毛その他の紡織用繊維（かつらその他これに類する物品の製造用に調製したものに限る。）	禁止 67030000
		04	かつら、付けひげ、付け眉毛、付けまつげ、かもしその他これらに類する物品（人髪	禁止 67041100, 67041900, 67042000, 67049000

			製、獣毛製又は紡織用繊維製のものに限る。)及び人髪製品(他の項に該当するものを除く。)	
68	石、プラスチック、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品			
		01	舗装用の石、縁石及び敷石(天然石のものに限るものとし、スレートのものを除く。)	禁止 68010000
		02	加工した石碑用又は建築用の石及びその製品(スレートを加工したもの及び第 68.01 項の物品を除く。)、天然石(スレートを含む)製のモザイクキューブその他これに類する物品(裏張りしてあるかないかを問わない。)並びに人工的に着色した天然石(スレートを含む)の粒、細片及び粉	禁止 68021000, 68022100, 68022300, 68022900, 68029110, 68029190, 68029210, 68029290, 68029310, 68029390, 68029910, 68029990
		03	スレート(加工したのものに限る。)、スレート製品及び凝結スレート製品	禁止 68030010, 68030090
		04	ミルストーン、グラインドストーン、グラインディングホイールその他これらに類する物品(粉碎用、研磨用、整形用又は切断用のものに限るものとし、フレーム付きのものを除く。)及び手研ぎ用砥石並びにこれらの部分品で、天然石製、凝結させた天然若しくは人	禁止 68042300

			造の研磨材料製又は陶磁製のもの（この項の物品については、他の材料の部分品を有するか有しないかを問わない。）	
		07	アスファルトその他これに類する材料（例えば、石油アスファルト及びコールタールピッチ）の製品.	禁止 68071090, 68079010, 68079090
		09	プラスター又はプラスターをもととした材料から成る製品	禁止 68091100, 68099000
		10	セメント製品、コンクリート製品及び人造石製品（補強してあるかないかを問わない。）	禁止 68101110, 68101190, 68101910, 68101920, 68101930, 68101990, 68109110, 68109190, 68109900
		11	石綿セメント製品、セルロースファイバーセメント製品その他これらに類する製品.	禁止 68114000
		12	石綿繊維（加工したものに限る。）、石綿をもととした混合物及び石綿と炭酸マグネシウムとをもととした混合物並びにこれらの混合物又は石綿の製品（例えば、糸、織物、衣類、帽子、履物及びガケット。補強してあるかないかを問わないものとし、第 68.11 項又は第 68.13 項の物品を除く。）	禁止 68128000, 68129900
		15	石その他の鉱物性材料の製品（炭素繊維及びその製品並びに泥炭製品を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）	禁止 68159910, 68159920, 68159930, 68159940
69	陶磁製品			

		04	陶磁製の建設用れんが、床用ブロック、サポートタイル、ファイアタイルその他これらに類する物品.	禁止 69041000, 69049000
		05	かわら、煙突用品、建築用装飾品その他の建設用陶磁製品	禁止 69051000, 69059000
		06	陶磁製の管、導管、とい及び管用継手.	禁止 69060000
		07	陶磁製の舗装用品及び炉用又は壁用のタイル、陶磁製のモザイクキューブその他これに類する物品（裏張りしてあるかないかを問わない。）並びに仕上げ用の陶磁製品.	禁止 69072100, 69072200, 69072300, 69073000, 69074010, 69074020, 69074090
		10	陶磁製の台所用流し、洗面台、浴槽、ビデ、便器、水洗用水槽その他これらに類する衛生用備付品	禁止 69101000, 69109000
		11	磁器製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品.	禁止 69111000, 69119000
		12	陶磁製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品（磁器製のものを除く。）	禁止 69120010, 69120011, 69120012, 69120013, 69120014, 69120090
		13	陶磁製の小像その他の装飾品.	禁止 69131000, 69139010, 69139020, 69139090
		14	その他の陶磁製品	禁止 69141000, 69149010, 69149020, 69149090
70	ガラス及びその製品			
		13	ガラス製品（食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供する種類のものに限るものとし、第 70.10 項又は第	禁止 70131000, 70132210, 70132220, 70132800, 70133300, 70133700, 70134111, 70134112, 70134119, 70134190, 70134210, 70134220, 70134230, 70134910, 70134990, 70139111, 70139112, 70139119, 70139190,

			70.18 項のものを除く。)	70139910, 70139920, 70139990
		16	ガラス製の舗装用ブロック、スラブ、れんが、タイルその他の建築又は建設に使用する種類の製品（プレスし又は成型したものに限るものとし、金属の線又は網を入れてあるかないかを問わない。）、ガラス製のキューブその他の細貨（モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。）、ステンドグラスその他これに類するガラス及びブロック、パネル、板、殻その他これらに類する形状の多泡ガラス	禁止 70161000
		18	ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨及びこれらの製品（身辺用模造細貨類を除く。）、ガラス製の眼（人体用のものを除く。）、ランプ加工をしたガラス製の小像その他の装飾品（身辺用模造細貨類を除く。）並びにガラス製のマイクロスフィア（直径が1ミリメートル以下のものに限る。）	禁止 70181010, 70181020, 70181030, 70181040, 70189010,
		19	ガラス繊維（グラスウールを含む。）及びその製品（例えば、ガラス繊維の糸、ロービング及び織物。	禁止 70197100, 7019800,

71	天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣			<p>a) 金、銀、およびプラチナのいかなる形式の輸出入も、通貨および信用評議会によって承認された取引の規則に従って許可される。</p> <p>b) 金属のコインとブランクの輸入は、中央銀行によってのみ許可される。</p> <p>c) あらゆる形態の貴石および半貴石の輸出入は、産業、鉱山、貿易省の協定に依存していました。</p>	
		01	天然又は養殖の真珠（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、天然又は養殖の真珠を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）		禁 止 71011000, 71012100, 71012200
		02	ダイヤモンド（加工してあるかないかを問わないものとし、取り付けたものを除く。）		禁 止 71021000, 71022110, 71022190, 71022900, 71023100, 71023900
		03	貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたもの及びダイヤモンドを除く。ただし、格付けしてない貴石（ダイヤモンドを除く。）又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）		禁 止 71031010, 71031020, 71031090, 71039100, 71039910, 71039920, 71039990,
		04	合成又は再生の貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、格付けしてない合成又は再生の貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に		禁 止 71041000, 71042910, 71042990, 71049910, 71049990, 71049100, 71042100

			通したものを含む。).	
		08	銀を張った卑金属（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）	禁止 71070000
		08	金（白金をめつきした金を含むものとし、加工していないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）	禁止 71081100, 71081300
		09	金を張った卑金属及び銀（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）	禁止 71090000
		11	白金を張った卑金属、銀及び金（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）	禁止 7111000
		12	貴金属又は貴金属を張った金属のくず及び主として貴金属の回収に使用する種類のその他のくずで貴金属又はその化合物を含有するもの（第85.49項の物品を除く。）	禁止 71123000, 71129100, 71129200, 71129900
		13	身辺用細貨類及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）	禁止 71131110, 71131190, 71131910, 71131990, 71132010, 71132090
		14	細工品及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）	禁止 71141110, 71141120, 71141130, 71141190, 71141910, 71141920, 71141930, 71141990, 71142000
		15	その他の製品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）	禁止 71159000
		16	天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石の製品	禁止 71161000, 71162000

		17	身辺用模造細貨類		禁止 71171100, 71171900, 71179000
		18	貨幣.		禁止 71181000, 71189000
72	鉄鋼			関税項目 72041000、72042100、72042900、 72043000、72044100、72044900、72045000 のクリアランスとトランジットは、イラン原 子力機関の承認が必要。	
		01	銑鉄及びスピーゲル（なまこ形、ブロックその他の一次形状のものに限る。）		禁止 72015000
		04	鉄鋼のくず及び鉄鋼の再溶解用のインゴット		禁止 72045000
73	鉄鋼製品 1				
		02	レール、ガードレール、ラックレール及びトンダレール、轍差、転轍棒その他の分岐器の構成部分（鉄鋼製の建設資材で鉄道又は軌道の線路用のものに限る。）並びにまくら木、継目板、座鉄、座鉄くさび、ソールプレート、レールクリップ、床板、タイその他の資材で、レールの接続又は取付けに専ら使用するもの（鉄鋼製の建設資材で鉄道又は軌道の線路用のものに限る。）		禁止 73023010
		10	鉄鋼製のタンク、たる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器（内容積が300リットル以下のものに限るものとし、内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装		禁止 73101000, 73102110, 73102120

			置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。)	
		21	鉄鋼製のストーブ、レンジ、炉、調理用加熱器（セントラルヒーティング用の補助ボイラーを有するものを含む。）、肉焼き器、火鉢、ガスこんろ、皿温め器その他これらに類する物品（家庭用のものに限るものとし、電気式のものを除く。）及びこれらの部分品（鉄鋼製のものに限る。）	禁止 73211110, 73211120, 73211130, 73211190, 73211200, 73211900, 73218100, 73218200, 73218900
		22	セントラルヒーティング用のラジエーター（電気加熱式のものを除く。）及びその部分品並びに動力駆動式の送風機を有するエアヒーター及び温風分配器（新鮮な又は調節した空気を供給することができるものを含むものとし、電気加熱式のものを除く。）並びにこれらの部分品（この項の物品は、鉄鋼製のものに限る。）	禁止 73221100, 73221900, 73229090
		23	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。）、鉄鋼のウール並びに鉄鋼製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシングクラブその他これらに類する製品	禁止 73231000, 73239190, 73239290, 73239390, 73239490, 73239999, 73239110, 73239210,
		24	衛生用品及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。）	禁止 73241000, 73242100, 73242900
74	銅及びその製品			74040000 のクリアランスとトランジットは、イラン原子力機関の承認が必要。

		18	食卓用品、台所用用品その他の家庭用品及びその部分品（銅製のものに限る。）、銅製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分品（銅製のものに限る。）		禁止 74181010, 74181020, 74181030, 74182000
		19	その他の銅製品		禁止 74198010, 74198020, 74198030, 74198040, 74198090
76	アルミニウム及びその製品				
		10	構造物及びその部分品（アルミニウム製のものに限る。例えば、橋、橋げた、塔、格子柱、屋根、屋根組み、戸、窓、戸枠、窓枠、戸敷居、手すり及び柱。第94.06項のプレハブ建築物を除く。）並びに構造物用に加工したアルミニウム製の板、棒、型材、管その他これらに類する物品。		禁止 76101000
		11	アルミニウム製の貯蔵タンクその他これに類する容器（内容積が300リットルを超えるものに限るものとし、内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。）		禁止 76110000
		15	食卓用品、台所用用品その他の家庭用品及びその部分品（アルミニウム製		禁止 76151010, 76151090, 76152000

			のものに限る。)、アルミニウム製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分品（アルミニウム製のものに限る。)		
82	T 卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品			82041110の輸入は、通関規則第122条第(ch)項の許可を受けることが制限されている。	
		01	手道具（スペード、ショベル、つるはし、くわ、フォーク及びレーキ並びになた、なたがまその他のおの類、各種の剪定ばさみ並びに農業、園芸又は林業に使用する種類のかま、草切具、刈込みばさみ、くさびその他の道具に限る。)		禁止 82011000, 82013000, 82014000, 82015010, 82015090, 82016010, 82016090, 82019000
		02	のこぎり（種類を問わない。）のブレード（切開き用、溝彫り用又は無歯式ののこぎりのブレードを含む。）及び手のこぎり		禁止 82021010, 82021090
		03	やすり、プライヤー（切断用プライヤーを含む。）、やつとこ、ツイーザー、金属切断用ばさみ、パイプカッター、ボルトクリッパー、せん孔ポンチその他これらに類する手工具。		禁止 82031000, 82032000, 82033000, 82034000
		04	スパナ及びレンチ（トルクレンチを含み、手回しのものに限るものとし、タップ回しを除く。）並びに互換性スパナソケット（ハンドル付き		禁止 82041110, 82041190, 82041200, 82042000

			であるかないかを問わない。)	
		05	手道具及び手工具（ダイヤモンドガラス切りを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）、トーチランプ並びに万力、クランプその他これらに類する物品（加工機械又はウォータージェット切断機械の附属品及び部分品を除く。）、金敷き、可搬式鍛冶炉並びにフレーム付きグライディングホイールで手回し式又は足踏み式のもの	禁止 82051000, 82052000, 82053000, 82054010, 82054090, 82055100, 82055900, 82057000, 82058000
		11	刃を付けたナイフ（剪定ナイフを含み、のこ歯状の刃を有するか有しないかを問わないものとし、第 82.08 項のナイフを除く。）及びその刃	禁止 82119210, 82119310, 82119500
		15	スプーン、フォーク、ひしやく、しやくし、ケーキサーバー、フィッシュナイフ、バターナイフ、砂糖挟みその他これらに類する台所用具及び食卓用具	禁止 82151000, 82159100, 82159900
83	各種の卑金属製品			医薬品製造部門が輸入するペニシリンおよび注射可能なアルミニウム合金製品のシールおよびバイアルの輸入は、保健・治療・医療教育省の裁量の対象となる。
		01	卑金属製の錠（かぎを使用するもの、ダイヤル式のもの及び電気式のものに限る。）並びに卑金属製の留金及び留金付きフレームで、錠と一体のもの並びにこれらの卑金属製のかぎ	禁止 83014020

		02	卑金属製の帽子掛け、ブラケットその他これらに類する支持具、取付具その他これに類する物品（家具、戸、階段、窓、日よけ、車体、馬具、トランク、衣装箱、小箱その他これらに類する物品に適するものに限る。）、取付具付きキャスター及びドアクローザー	禁止 83024140, 83025000
		03	卑金属製の金庫、金庫室の扉及び貴重品保管ロッカー並びに卑金属製のキャッシュボックスその他これに類する物品	禁止 83030000
		04	卑金属製の書類整理箱、インデックスカード箱、書類入れ、ペン皿、スタンプ台その他これらに類する事務用具及び机上用品（第94.03項の事務所用の家具を除く。）	禁止 83040000
		06	卑金属製のベル、ゴングその他これらに類する物品（電気式のものを除く。）、小像その他の装飾品、額縁その他これに類するフレーム及び鏡	禁止 83061000, 83062100, 83062910, 83062990, 83063000
		09	卑金属製の栓及びふた（王冠、ねじぶた及び注水口用の栓を含む。）、瓶用口金、ねじ式たる栓、たる栓用カバー、シールその他これらに類する包装用の附属品	禁止 83091000
		10	卑金属製のサインプレート、ネームプレート、アドレスプレートその他これらに類するプレート及び数字、文字その他の標章	禁止 83100000

			(第 94.05 項のものを除く。)	
84	原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品		<p>8401 に含まれる項目の輸入には、原子力機関の承認が必要。 クロロフルカーボン (CFC-11、CFC-12) (ガス) および HCFC-22 / クロロデフロロメタン (ガス) に基づく冷蔵または冷凍機器 (冷蔵庫、冷凍庫、水冷ユニット、チラー、カーおよびルームエアコンを含む) のエントリ/ R22 およびこの章で取り上げるクロロフルオロカーボン ガス (CFC) を使用する冷凍コンプレッサーは禁止されている。 第 84351010 項のワイン製造に使用される機械及び装置の輸入は禁止されている。 847090 に含まれる郵便料金徴収機および関連ブロック、および郵便業務で使用するための 84732900 に含まれる郵便料金徴収機の分離された部品および関連ブロックのエントリは、通信情報技術省 (イランの郵便会社) の承認の対象となる。) その他の場合は、経済財政部の承認が必要。 84184010、84183010、84181010、および 84186930 関税品目の対象となる商品の輸入は、産業、鉱山、貿易省の関連当局が国内の製造能力の見直しに照らして許可を発行することを条件に、許可される。 84713040 関税項目の対象となる商品の輸入は、これらの商品に SIM カードトレイホルダースロットがあり、無線通信ができる場合、情報通信技術省の承認が条件となる。 SIM カードトレイホルダースロットを備えたあらゆる種類の機器の輸入は、オリジナリティシステムでの登録のための IMEI の提出に依存している。 関税項目 84011000、84012010、84012020、84012030、84012040、84012090、84561110、84561190、および単なる輸入および通関関税項目の輸入、通関、通過、および輸出は、イラン原子力機関の承認の対象となる。 84071010、84639010、84719010 の輸入は、通関規則第 122 条(ch)項の許可を受けることが制限されている。.</p>	
		02	蒸気発生ボイラー (低圧蒸気も発生することができるセントラルヒーティング用温水ボイラーを除く。) 及び過熱水ボイラー	禁止 84021100, 84021200, 84022000
		03	セントラルヒーティング用ボイラー (第 84.02 項のものを除く。).	禁止 84039010, 84031000

		04	補助機器（第84.02項又は第84.03項のボイラー用のものに限る。例えば、エコノマイザー、過熱器、すす除去器及びガス回収器）及び蒸気原動機用復水器	禁止 84042000
		07	ピストン式火花点火内燃機関（往復動機関及びロータリーエンジンに限る。）	禁止 84073110, 84073210, 84073310
		14	気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン、換気用又は循環用のフード（ファンを自蔵するものに限るものとし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。）並びに密閉形の生物学的安全キャビネット（フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。）	禁止 84144010, 84144090, 84146010, 84145100
		15	エアコンディショナー（動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有するものに限るものとし、湿度のみを単独で調節することができないものを含む。）	禁止 84151090, 84159070, 84158300
		18	冷蔵庫、冷凍庫その他の冷蔵用又は冷凍用の機器（電気式であるかないかを問わない。）及びヒートポンプ（第84.15項のエアコンディショナーを除く。）	禁止 84182100, 84182900, 84185000, 84189100, 84181090, 84183090, 84184090, 84186910, 84186970, 84186990
		19	加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方法により材	禁止 84191190, 84198910, 84198940, 84191110, 84191200, 84191900,

			料を処理する機器（理化学用のものを含み、電気加熱式のもの（第85.14項の電気炉及びその他の機器を除く。）であるかないかを問わないものとし、家庭用のものを除く。）並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器（電気式のものを除く。）	
		22	皿洗機、清浄用又は乾燥用の機械（瓶その他の容器に使用するものに限る。）、充てん用、封口用、封止用又はラベル張付け用の機械（瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る。）、瓶、ジャー、チューブその他これらに類する容器の口金取付け用の機械その他の包装機械（熱収縮包装用機械を含む。）及び飲料用の炭酸ガス注入機	禁止 84221100
		27	フォークリフトトラック及び持ち上げ用又は荷扱い用の機器を装備したその他の作業トラック	禁止 84271022, 84272022,
		29	ブルドーザー、アングルドーザー、地ならし機、スクレーパー、メカニカルショベル、エキスカベーター、ショベルローダー、突固め用機械及びロードローラー（自走式のものに限る。）	禁止 84291111, 84291112, 84291119, 84292011, 84292012, 84292019, 84292021, 84292022, 84292029, 84294011, 84294012, 84294019, 84294021, 84294022, 84294029, 84295111, 84295112, 84295119, 84295911, 84295912, 84295919,
		31	第84.25項から第84.30項までの機械に専ら又は主として使用する部分品	禁止 84312010, 84314110, 84314200, 84314910

		32	農業用、園芸用又は林業用の機械（整地用又は耕作のものに限る。）及び芝生用又は運動場用のローラー	禁止 84321010, 84322100
		33	収穫機及び脱穀機（わら用又は牧草用のベラーを含む。）、草刈機並びに卵、果実その他の農産物の清浄用、分類用又は格付け用の機械（第84.37項の機械を除く。）	禁止 84335119
		50	家庭用又は営業用の洗濯機（脱水機兼用のものを含む。）	禁止 84501100, 84501210, 84501290, 84501900
		52	ミシン（第84.40項の製本ミシンを除く。）、ミシン針並びにミシン用に特に設計した家具、台及びカバー	禁止 84521000
		76	物品の自動販売機（例えば、郵便切手用、たばこ用、食料品用又は飲料用のもの。両替機を含む。）	禁止 84762900, 84768910, 84768980
		79	機械類（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）	禁止 84796010, 84796090, 84791012
		81	コック、弁その他これらに類する物品（減圧弁及び温度制御式弁を含むものとし、管、かん胴、タンクその他これらに類する物品用のものに限る。）	禁止 84818010, 84818081, 84818020, 84818083
85	電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は		各項目関税項目に基づく通信および情報技術用の機械制御装置およびシステムの注文入力および輸入は、通信および情報技術省の承認の対象であり、8517 および 8525 のみが上記に追加されます。 以下の範囲の放送ラジオ受信機の輸入については、電気通信・IT 省の承認は必要ない。 2.1. 150Khz～285Khz の長波 (LW) MW (Am～Dsh) の受信タイプ	

	再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品		<p>2.2. 中波 (MW) 525Khz～1605kht SW (Am～Dsr) 2.3 の受信タイプ。 AM の受信タイプの 2.300 Mhz から 26/1 Mhz までの短波 (SW)</p> <p>2.4. 87 Mhz から 108 Mhz までの VHF 帯 (FM) 波</p> <p>ただし、上記の範囲のラジオ受信機には、BF0、CW、SSB LSB または SB システムを装備無し。</p> <p>以下は、文化イスラム指導省の承認が必要。 85256000、852550、8517 (85176920、85176930、85177010、85177090、85176240 を除く) の対象となる。ワイヤレスまたはラジオのエントリは、電気通信および IT 省の事前承認の対象となる。</p> <p>商務省の承認と電気通信・IT 省の確認を条件として、打ち上げ時に使用される種類の無線装置 (魚群探知機) およびレーダー装置を除く第 8526 項に含まれるすべての装置の輸入が許可される。レーダー装置の輸入は、政府が独占的に行うものとする。部品の形での輸入は、電気通信および IT 省の承認が必要。</p> <p>7. 金属探知機の輸入は、イラン文化遺産機構 (ICHO) の承認が必要。</p> <p>85013120、85013210、85176960、85176970、85181010、85255010、85258920、85261010、85269210、85269220、85269230、85269240、85240、85240、8524370 の (85269233)、85269210、85269220、85269230、85269210、85269220、85269230 の輸入。</p>	
		02	発電機 (原動機とセットにしたものに限る。) 及びロータリーコンバーター	禁止 85023910
		07	蓄電池 (隔離板を含むものとし、長方形 (正方形を含む。) であるかないかを問わない。)	禁止 85072010
		09	真空式掃除機	禁止 85081100, 85081900, 85086000
		09	家庭用電気機器 (電動装置を自蔵するものに限るものとし、第 85.08 項の真空式掃除機を除く。)	禁止 85094000, 85098090
		16	電気式の瞬間湯沸器、貯蔵式湯沸器、浸せき式液体加熱器、暖房機器及び土壌加熱器、電熱式の調髪用機器 (例えば、ヘア	Banend 85161010, 85161090, 85162100, 85162900, 85163300, 85165000, 85166000, 85167100, 85167200, 85167900

			ドライヤー、ヘアカーラー及びカール用こて)及び手用ドライヤー、電気アイロンその他の家庭において使用する種類の電熱機器並びに電熱用抵抗体(第85.45項のものを除く。)	
		17	電話機(スマートフォン及び携帯回線網用その他の無線回線網用のその他の電話を含む。)及びその他の機器(音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網(例えば、ローカルエリアネットワーク(LAN)又はワイドエリアネットワーク(WAN)用の通信機器を含む。)(第84.43項、第85.25項、第85.27項及び第85.28項の送受信機器を除く。)	禁止 85176920, 85176930
		18	マイクロホン及びそのスタンド、拡声器(エンクロージャーに取り付けてあるかないかを問わない。)、ヘッドホン及びイヤホン(マイクロホンを取り付けてあるかないかを問わない。)、マイクロホンと拡声器を組み合わせたもの、可聴周波増幅器並びに電気式音響増幅装置	禁止 85182920
		19	音声の記録用又は再生用の機器	禁止 85192000,
		23	ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置、スマートカードその他の媒体(記録して	禁止 85232910, 85232930, 85232940, 85232990, 85234100

			あるかないかを問 わず、ディスク製 造用の原盤及びマ スターを含むもの とし、第37類の物 品を除く。）	
		27	ラジオ放送用の受 信機器（同一のハ ウジングにおいて 音声の記録用若し くは再生用の機器 又は時計と結合し てあるかないかを 問わない。）	禁止 85271200
		28	モニター及びプロ ジェクター（テレ ビジョン受像機器 を有しないものに 限る。）並びにテレ ビジョン受像機器 （ラジオ放送用受 信機又は音声若し くはビデオの記録 用若しくは再生用 の装置を自蔵する かしないかを問わ ない。）	禁 止 85287110, 85287120, 85287190, 85287300
		36	電気回路の開閉 用、保護用又は接 続用の機器（例え ば、スイッチ、継 電器、ヒューズ、 サージ抑制器、プ ラグ、ソケット、 ランプホルダーそ の他の接続子及び 接続箱。使用電圧 が1,000ボルト以 下のものに限る。） 並びに光ファイバ ー（束にしたもの を含む。）用又は光 ファイバーケーブ ル用の接続子	禁止 85365020
		39	フィラメント電球 及び放電管（シー ルドビームラン プ、紫外線ランプ 及び赤外線ランプ を含む。）、アーク 灯並びに発光ダイ オード（LED）光源	禁 止 85392220, 85392230, 85392920, 85392930, 85393110, 85393120, 85393210, 85393220, 85393230, 85392290
		40	熱電子管、冷陰極 管及び光電管（例 えば、真空式のも の、蒸気又はガス	禁 止 85401200, 85404000, 85406000,

			を封入したもの、水銀整流管、陰極線管及びテレビジョン用撮像管	
		43	電気機器（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）	禁止 85434000
		48	一次電池又は蓄電池のくず、使用済みの一次電池及び蓄電池並びに機器の電気式部分品（この類の他の項に該当するものを除く。）	禁止 85480000
86	鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む。）			
		05	鉄道用又は軌道用の客車（自走式のものを除く。）及び鉄道用又は軌道用の手荷物車、郵便車その他の特殊用途車（自走式のもの及び第 86.04 項のものを除く。）	禁止 86050000
		06	鉄道用又は軌道用の貨車（自走式のものを除く。）	禁止 86063010, 86063090, 86069100, 86069200, 86069900
87	鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品			a) 871000 は、国防省またはその認可によって輸入される。 b) 閣僚評議会、決議 NO. H 51517T/143052 2014年2月16日付 (1393/11/27)により、工業会社のライセンスによって救援車に変換可能なシャシーを輸入すると、代理の要件が免除される。これらの会社は、保証を提供する義務がある。これらの企業は、商品の消費者の権利を保護するための法律（1386年に採択）およびその他の関連規則に基づいて、製品の販売後にサービスを提供する必要がある。

				る。 c) 閣僚会議、決議 NO. H 52894T/169092 2016年3月14日付 および指令 NO. H 51517T/143052 日 2014年2月16日付 (1393/11/27)、10人以上の輸送用の自動車の輸入（許可された代理店なしでサービス自動車を製造するための椅子付きまたは椅子なしのドライバーを含む）業・鉱山・貿易省は許可されるものとする。 関税番号87059010の輸入と通関は、イラン原子力機関の承認が必要です。	
		03	乗用自動車その他の自動車（ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したものに限り、第 87.02 項のものを除く。）		禁止 87031010, 87031090, 87032110, 87032120, 87032190, 87032210, 87032290, 87032311, 87032319, 87032321, 87032329, 87032339, 87032410, 87032490, 87033110, 87033190, 87033211, 87033219, 87033219, 87033229, 87033311, 87033319, 87033321, 87033329, 87033329, 87034010, 87034020, 87034030, 87034090, 87035010, 87035020, 87035030, 87035090, 87036010, 87036020, 87036030, 87036090, 87037010, 87037020, 87037030, 87037090, 87038000, 87039000, 87032331
		04	貨物自動車.		禁止 87042210, 87042310, 87049000, 87044110, 87044190, 87044200, 87044300, 87045110, 87045190, 87045200, 87046000
		05	特殊用途自動車（例えば、救難車、クレーン車、消防車、コンクリートミキサー車、道路清掃車、散水車、工作車及びレントゲン車。主として人員又は貨物の輸送用に設計したものを除く。）		禁止 87051090, 87052000, 87054000, 87059010
		06	原動機付きシャシ（第 87.01 項から第 87.05 項までの自動車用のものに限り。）		禁止 87060050, 87060090
		11	モーターサイクル（モペットを含むものとし、サイドカー付きであるか		禁止 87111011, 87111012, 87111019, 87111091, 87111092, 87111099, 87112011,

			ないかを問わない。)、補助原動機付きの自転車(サイドカー付きであるかないかを問わない。)及びサイドカー。	87112012, 87112013, 87112019, 87112091, 87112092, 87112093, 87112099, 87113011, 87113012, 87113013, 87113019, 87113092, 87113093, 87113099, 87114011, 87114012, 87114013, 87114019, 87114092, 87114093, 87114099, 87115011, 87115012, 87115013, 87115019, 87115092, 87115093, 87115099, 87116010, 87116020, 87116030, 87116090, 87119000
88	航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品			<p>a) 本項目の対象となる軍用品および警察用品の輸出は、国防および兵站省の同意を確保した後、産業鉱山貿易省の承認を受ける必要がある。</p> <p>b) この項目の対象となる軍事および警察関係品目の輸入は、国防省および兵站省の承認も必要とします。</p> <p>c) この項目または他の項目に分類されているかどうかにかかわらず、ヘリコプターおよび飛行機の製造および修理のための輸入部品およびコンポーネント。国外で製造された観点からの工業、鉱山、貿易省の識別、および飛行機とヘリコプターへの適用からの国の航空組織の識別によると、値の4%が含まれている。</p> <p>d) 本章の注意事項の欄に記号(■)で示されている製品の輸入は、第122条の条項(ch(税関規則)により制限されている。</p>
		01	気球及び飛行船並びにグライダー、ハンググライダーその他の原動機を有しない航空機	禁止 88010000,
		02	その他の航空機(例えば、ヘリコプター及び飛行機)並びに宇宙飛行体(人工衛星を含む。)及び打上げ用ロケット	禁止 88021110, 88021190
89	船舶及び浮き構造物			軍艦の輸入は、国防省と国軍兵站部の承認が必要。
		01	客船、遊覧船、フェリーボート、貨物船、はしけその他これらに類する船舶(人員又は貨物の輸送用のものに限る。)	禁止 89011010, 89011090, 89012000, 89013000, 89019000

		03	ヨットその他の娯楽用又はスポーツ用の船舶、櫓権船及びカヌー	禁止 89031100, 89031200, 89031900, 89033110, 89033210, 89033290, 89033310, 89033390, 89032100, 89032200, 89032300, 89033120, 89033190, 89039300, 89039900
90	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品			関税項目 90.18、90.19、および 90.21 に基づく器具および機器の輸入、および関税 90.22 および 90.27 に基づく医療用器具の輸入は、保健、治療および医学教育省の承認の対象となる。 関税の輸入と通関は 90132010, 90132090, 90181410, 90182010, 90221410, 90221420, 90221430, 90221440, 90221450, 90221460, 90221470, 90221490, 90221910, と 90221920 イラン原子力機関の承認が必要。
		04	視力矯正用眼鏡、保護用眼鏡その他の眼鏡	禁止 90040000
		05	双眼鏡、単眼鏡その他の光学望遠鏡及びその支持具並びに天体観測用機器（電波観測用のものを除く。）及びその支持具	禁止 89051000, 89052000, 89059000
		07	映画用の撮影機及び映写機（録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。）	禁止 89071000
		08	投影機、写真引伸機及び写真縮小機（映画用のものを除く。）	禁止 89080000
		19	機械療法用、マッサージ用又は心理学的適性検査用の機器及びオゾン吸入器、酸素吸入器、エアゾール治療器、人工呼吸器その他の呼吸治療用機器	禁止 90191020, 90191050
		28	気体用、液体用又は電気用の積算計器及びその検定用計器	禁止 90282000, 90283011, 90283019, 90283021, 90283029
91	時計及びその部分品			

		01	腕時計、懐中時計 その他の携帯用時計 （ストップウォッチを含むものとし、ケースに貴金属又は貴金属を張った金属を使用したものに限る。）	禁止 91011100, 91011900, 91012100, 91012900, 91019100, 91019900
		03	時計（ウォッチムーブメントを有するものに限るものとし、携帯用時計及び第 91.04 項の時計を除く。）	禁止 91031000, 91039000
		04	計器盤用時計その他これに類する時計（車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用のものに限る。）	禁止 91040000
		05	その他の時計（携帯用時計を除く。）	禁止 91051100, 91051900, 91052100, 91052900, 91059100, 91059900
		11	携帯用時計のケース及びその部分品	禁止 91111000, 91112000
		13	携帯用時計のバンド及びブレスレット並びにこれらの部分品	禁止 91131000, 91132000, 91139000
92	楽器並びにその部分品及び附属品			
		01	ピアノ（自動ピアノを含む。）、ハーブシコードその他鍵盤のある弦楽器	禁止 92011000, 92012000, 92019000,
		02	その他の弦楽器（例えば、ギター、バイオリン及びハープ）	禁止 92021000, 92029000
		05	吹奏楽器（例えば、鍵盤のあるパイプオルガン、アコーディオン、クラリネット、トランペット及びバグパイプ。オーケストリオン及びパーバリアオルガンを除く。）	禁止 92051000, 92059000
		06	打楽器（例えば、太鼓、木琴、シンバル、カスタネット及びマラカス）	禁止 92060000

		07	電氣的に音を発生し又は増幅する楽器（例えば、オルガン、ギター及びアコーディオン）		禁止 92071000, 92079000
		08	オルゴール、オーケストリオン、パーバリアオルガン、機械式鳴き鳥、ミュージカルソーその他の楽器（この類の他の項に該当するものを除く。）、おとり笛及びホイッスル、角笛その他の音響信号用笛		禁止 92081000
93	武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品			<p>関税項目 90.18、90.19、および 90.21 に基づく器具および機器の輸入、および関税 90.22 および 90.27 に基づく医療用器具の輸入は、保健、治療および医学教育省の承認の対象となる。</p> <p>SIM カードトレイホルダースロットを備えたあらゆる種類の機器の輸入は、オリジナリティシステムでの登録のための IMEI の提出による。</p> <p>90221920 の輸入と通関は、イラン原子力機関の承認が必要。</p>	
		07	刀、剣、やりその他これらに類する武器並びにこれらの部分品及びさ		禁止 93070000
94	家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びに照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物				

		01	腰掛け（寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第94.02項のものを除く。）及びその部分品	禁止 94015200, 94015300, 94015900, 94016100, 94016900, 94018010, 94014100, 94014900, 94018090
		03	その他の家具及びその部分品	禁止 94033000, 94034000, 94035010, 94035020, 94035090, 94036010, 94036090, 94037000, 94038200, 94038300, 94038900
		04	寝具その他これに類する物品（例えば、マットレス、布団、羽根布団、クッション、プフ及び枕。スプリング付きのもの、何らかの材料を詰物とし又は内部に入れたもの及びセルラーラバー製又は多泡性プラスチック製のものに限るものとし、被覆してあるかないかを問わない。）及びマットレスサポート	禁止 94049010, 94041000, 94042100, 94042900, 94043000, 94044000, 94049090
		05	照明器具及びその部分品（サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品（他の項に該当するものを除く。）	禁止 94055010, 94055020, 94051100
95	玩具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品			この項目の下にイスラム法に準拠していないすべての項目の輸入は禁止されています。 2000年8月11日(1379年8月18日)に公共文化評議会の下で承認された玩具の製造、設計、輸入および流通を監督する評議会の大統領令の第14条によると、玩具の輸入は承認の対象となります。95030040、95030050の輸入は通関規則第122条(ch)項の許可を受けるに限る

		03	三輪車、スクーター、足踏み式自動車その他これらに類する車輪付き玩具、人形用乳母車、人形、その他の玩具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型（作動するかしないかを問わない。）及びパズル		禁止 95030020, 95030040
		04	ビデオゲーム用のコンソール及び機器、テーブルゲーム用又は室内遊戯用の物品（ピンテーブル、ビリヤード台、カジノ用に特に製造したテーブル及びボーリングアレー用自動装置を含む。）並びに硬貨、銀行券、バンクカード、トークンその他の支払手段により作動する娯楽用の機械。		禁止 95042010, 95042020, 95044000, 95049010, 95049020
		05	祝祭用品、カーニバル用品その他の娯楽用品（奇術用具を含む。）		禁止 95051000, 95059000
		06	身体トレーニング、体操、競技その他の運動（卓球を含む。）又は戸外遊戯に使用する物品（この類の他の項に該当するものを除く。）及び水泳用又は水遊び用のプール		禁止 95063210, 95063290, 95063900
		08	巡回サーカスの設備及び巡回動物園の設備、遊園地の乗り物及びウォーターパークの娯楽設備、興行用設備（射的場を含む。）並びに巡回劇場の設備		禁止 95081000, 95082200, 95084000
96	雑品			豚毛、猪毛のブラシ類は一切持ち込み禁止。	

		01	アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限るものとし、成形により得た製品を含む。）		禁止 96011000, 96019010, 96019020, 96019090
		03	ほうき、ブラシ（機械類又は車両の部分品として使用するブラシを含む。）、動力駆動式でない手動床掃除機、モップ及び羽毛ダスター、ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品、ペイントパッド、ペイントローラー並びにスクイージー（ローラースクイージーを除く。）		禁止 96033010, 96034010, 96035010, 96039010
		04	手ふるい		禁止 96040000
		08	ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉄筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品（キャップ及びクリップを含むものとし、第96.09項の物品を除く。）		禁止 96081010, 96082090, 96089990
		09	鉛筆（第96.08項のシャープペンシルを除く。）、クレヨン、鉛筆の芯、パステル、図画用木炭、テーラースチョーク及び筆記		禁止 96091000, 96099000

			用又は図画用のチョーク	
		10	石盤、黒板その他これらに類する板（筆記用又は図画用のものに限るものとし、枠を有するか有しないかを問わない。）	禁止 96100090
		13	たばこ用ライターその他のライター（機械式であるかないか又は電気式であるかないかを問わない。）及びその部分品（着火石及びしんを除く。）	禁止 96131000, 96132000
		14	喫煙用パイプ（パイプボールを含む。）、シガーホルダー及びシガレットホルダー並びにこれらの部分品	禁止 96140000
		15	くし、ヘアスライドその他これらに類する物品並びにヘアピン、カールピン、カールグリップ、ヘアカーラーその他これらに類する物品（第85.16項の物品を除く。）及びこれらの部分品	禁止 96151100, 96151900, 96159000
		16	香水用噴霧器その他これに類する化粧用噴霧器及びこれらの頭部並びに化粧用のパフ及びパッド	禁止 96162000
		17	魔法瓶その他の真空容器及びその部分品（ガラス製の内部容器を除く。）	Banend 96170000
		18	マネキン人形その他これに類する物品及び自動人形その他ショーウインドー用の展示用品で作動するもの	Banend 96180000
97	美術品、収集品及び骨董			収集品または骨董品の武器および弾薬の輸出は、国防省および国軍兵站部の承認が必要。コレクターの作品としての国内および外国の硬貨、および金または銀のメダルおよびバッジの輸入および輸出は、商業省の承認

				および中央銀行の事前の同意の対象となる。 この項目の対象となるすべての骨董品の輸入も、イスラム文化指導省の許可の対象となる。 97040000 に分類される商品の輸入は、I. C. T (Iran National Post Company) 省の承認が必要です9701、9702、9703の対象となる商品の輸入は、文化・イスラム指導省または文化遺産・観光・手工芸省の許可が必要で、100年以上前のもので、文化省の許可が必要。遺産、観光、手工芸品であり、100歳未満の場合は、文化イスラム指導省の許可が必要。.	
		01	書画（肉筆のものに限るものとし、手作業で描き又は装飾した加工物及び第 49.06 項の図案を除く。）並びにコラージュ及びモザイクその他これらに類する装飾板.	禁止 97012200, 97012900, 97019100, 97019200, 97019100	
		02	銅版画、木版画、石版画その他の版画	禁止 97021000, 97029000	
		03	彫刻、塑像、铸件その他これらに類する物品（材料を問わない。）	禁止 97031000, 97039000	
		04	郵便切手、収入印紙、郵便料金納付の印影、初日カバー、切手付き書簡類その他これらに類する物品（使用してあるかないかを問わないものとし、第 49.07 項のものを除く。）	禁止 97040000	
		05	収集品及び標本（動物学、植物学、鉱物学、解剖学、史学、考古学、古生物学、民族学又は古銭に関するものに限る。）	禁止 97051000, 97052100, 970522200, 97052900, 97053100, 97053900	
		06	骨董（製作後 100 年を超えたものに限る。）	禁止 97061000, 97069000	

(注) 頻繁に変更があるため、貿易振興庁 (TPO) などで最新情報を必ず確認のこと。

(出所) 貿易振興庁 (TPO) を基にジェトロ作成